

# **相談支援体制における人材育成と 定着支援に向けて**

**平成27年12月**

**大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会**



## ◆はじめに

平成 24 年 4 月より改正障害者自立支援法（現「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）が施行され、基幹相談支援センターの設置や支給決定プロセスに障がい者ケアマネジメントに基づき作成されたサービス等利用計画案の提出を組み入れるなど、相談支援体制の充実強化に向けた取組みが図られました。この改正を受けて、各市町村においては相談支援体制の整備を図るため、基幹相談支援センターの設置や相談支援事業所及び相談支援専門員の拡充に取組み、大阪府内において平成 24 年 4 月時点で 470 人であった相談支援専門員が平成 27 年 4 月には 1,033 人と倍増しています。しかし、一事業所あたりの相談支援専門員数は指定特定相談支援事業所で 1.6 人、指定障がい児相談支援事業所で 1.7 人（平成 27 年 4 月）であり、相談支援専門員が 1 人の事業所も多数存在します。このような状況のもと、相談支援の充実・強化に向けては、事業所内での OJT もさることながら、身近な地域で相談支援専門員のスキルアップ、フォローアップをする仕組みの構築が急務の課題となっています。

本部会では、障がい者ケアマネジメントの手法を活用しながら、障がい者等の想いに寄り添い、自己決定するプロセスを支えることのできる相談支援専門員の養成に向けて、相談支援専門員に求められる姿を明らかにし、大阪府で実施する相談支援専門員の研修体系を整理するとともに、養成した相談支援専門員を育成するための地域づくりに焦点を当て、市町村で実施されている地域自立支援協議会や市町村、基幹相談支援センターを中心とする研修やフォローアップ体制の先行事例等、相談支援専門員を支える仕組みについて調査審議し、本書をまとめました。

本書が、障がい児者の想いに寄り添った相談支援の担い手である相談支援専門員の人材育成と定着支援に向けた取組みの一助となり、障がい児者の生活の質の向上につながれば幸いです。

平成 27 年 12 月

大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会

## 【目次】

◆はじめに.....	1
1 相談支援専門員に求められる姿.....	3
(1) 相談支援と相談支援専門員～障がい者ケアマネジメントの担い手.....	3
2 相談支援専門員の研修体系.....	13
(1) 大阪府における相談支援専門員に係る研修体系.....	13
(2) 各研修の対象者と到達目標.....	17
3 地域における相談支援専門員を支える仕組み.....	18
(1) 市町村において相談支援専門員を支える仕組み.....	18
(2) 大阪府の役割.....	33
◆別表(相談支援従事者研修体系表(獲得目標及び期待する役割等).....	36
◆参考資料.....	38
◆大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会 委員名簿.....	62

## 1 相談支援専門員に求められる姿

### (1) 相談支援と相談支援専門員～障がい者ケアマネジメントの担い手

#### 【相談支援事業と計画相談支援・障がい児相談支援及びセルフプラン】

○相談支援事業とは

相談支援とは、障がい児者一人ひとりのニーズを的確に把握して、ニーズを充足するとともに、障がい児者が自ら生活する力をつけていくこと、さらには、障がい児者が抱える個々の課題をくみ取り、地域全体で課題を共有して変えていく、という障がい者ケアマネジメントの理念に基づいた包括的な支援です。

障がい者やその家族が、さまざまなサービスを利用しながら、地域の中でその人らしい暮らしを続けていくために、あらゆる相談を受け止め、常に本人の立場に立って、「望んでいることは何か」「何を支援すればよいか」「支援をするときに地域の社会資源はどんな状況か」など、さまざまな視点をもって、本人を中心に、家族、障がい福祉サービス事業者等支援者及び行政機関とネットワークを構築しながら行っていくことが重要です。

また、相談支援にあたっては、利用者の人権を擁護する視点、すなわち権利擁護の視点も欠かすことができません。権利擁護は、権利が侵害された場合の事後救済を意味するものではなく、障がい者等がより豊かに自分らしく、自分の望む生活を支援することを目指すものです。

平成28年4月から、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする「障害者差別解消法」が施行されます。同法では民間の事業者に対して合理的配慮の提供が努力義務とされ、民間事業者には指定障がい福祉サービス等事業者も含まれます。指定特定相談支援事業者等としては、今後一層、権利擁護の視点をもって、利用者の支援にあたる必要があります。また、相談支援専門員がサービス担当者会議の場などサービス事業所との調整にあたって、サービス提供時の配慮や創意工夫が見出せるよう促すことも大切になります。

相談支援事業は、公費の財源面から、大きく2つに分類されます。市町村の責務として交付税及び地域生活支援事業補助金を財源として実施される「障がい者相談支援事業」（障害者総合支援法第77条）と、個別給付化され計画相談支援給付費等の報酬で実施される「相談支援」（障害者総合支援法第5条、児童福祉法第6条の2の2）です。

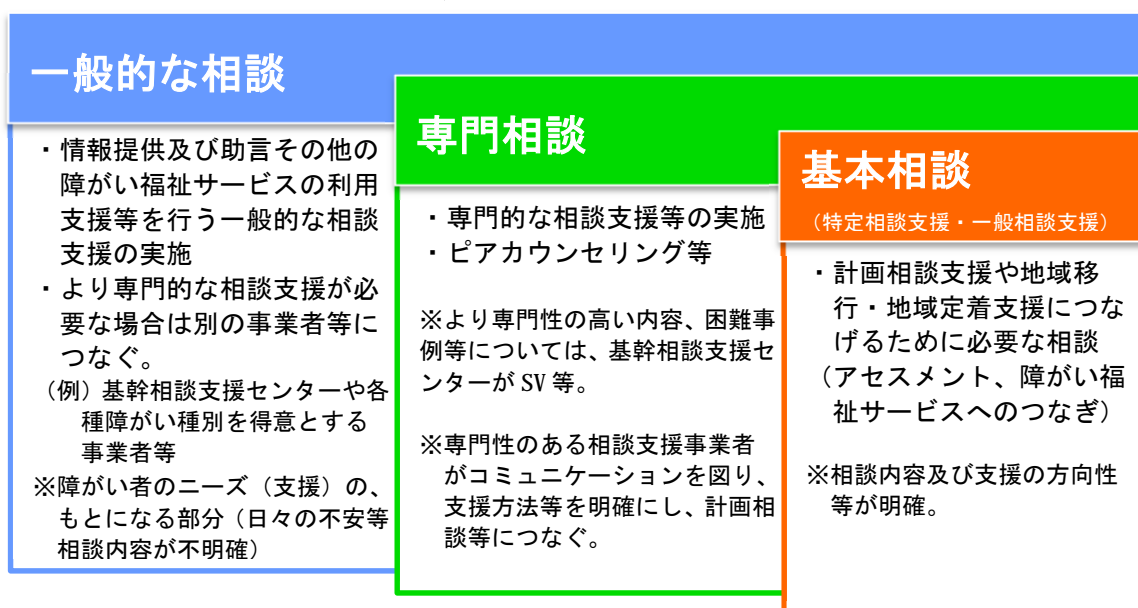
市町村の責務である「障がい者相談支援事業」は、障がい福祉サービスの利用の有無に関わらず、障がい児者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。一般的な相談は、市町村が直接行うか、指定特定・一般相談支援事業者、指定障がい児相談支援事業者に委託して、全ての市町村で実施されているところです。

一方、個別給付である、指定特定相談支援事業者等が実施する特定相談支援事業、障が

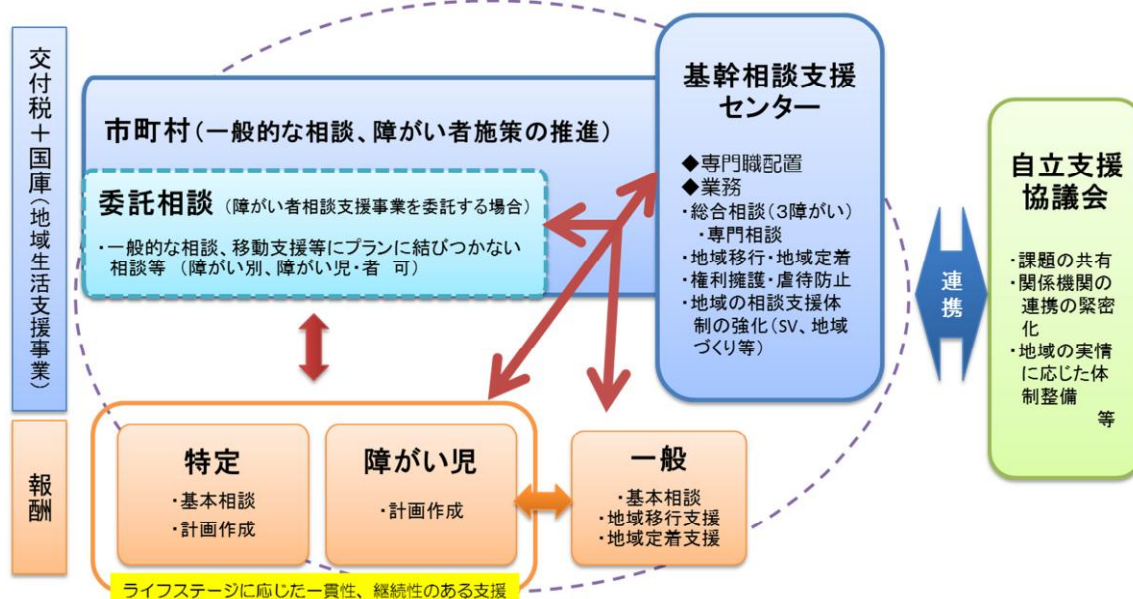
い児相談支援事業及び一般相談支援事業の基本相談支援は、計画相談支援（障がい児相談支援を含む）や地域移行支援・地域定着支援につなげるために必要な障がい福祉サービス等の情報提供等があたりと考えられます（「相談支援の内容（イメージ）」参照）。

市町村における相談支援体制の充実・強化に向けては、これらの相談支援事業所が最適な役割分担と有機的な連携を図れるようなグランドデザインを描くことが必要になります。市町村の役割、基幹相談支援センターの役割、委託している場合の委託相談支援事業所の役割、並びに指定相談支援事業所の役割を精査するとともに、地域の各支援機関で共有できるように工夫することが必要です。

### 相談支援の内容(イメージ) 市町村における相談支援体制の充実に向けて(H26.3)



### 相談支援体制について 市町村における相談支援体制の充実に向けて(H26.3)



#### ○計画相談支援等～本人の生活の質向上に向けて

支給決定プロセスにサービス等利用計画の提出が位置付けられたことにより、障がい福祉サービス等を利用するすべての障がい者等に計画相談支援又は障がい児相談支援を実施することになりました。計画相談支援等の導入により、障がい者ケアマネジメントの基本理念に基づき、本人のニーズに沿って、適切な組み合わせによるサービスが共通の目標のもと提供され、本人の生活の質の向上に寄与することが期待されます。

#### ○セルフプラン～本人のエンパワメントの観点から

法令上、身近な地域に事業者がない場合や、障がい者又は障がい児の保護者が希望する場合に提出できるものとして、指定特定相談支援事業者や指定障がい児相談支援事業者以外の者が作成する「セルフプラン」があります。セルフプラン自体は、障がい者等のエンパワメントの観点からは望ましいものですが、一方で市町村が体制整備に向けた努力を十分にしないまま安易に申請者をセルフプランに誘導することは、障がい者ケアマネジメントの観点からも望ましいとは言えません。セルフプランは本人の希望に基づいて選択されるものですので、市町村が十分な説明のもと、本人が真に希望しているか意向を確認することが必要です。さらに、すでにセルフプランを選択されている方であっても、市町村は本人の状況を把握し、作成時から変化があった場合等必要と考えられるときは、相談支援専門員による計画相談支援等の実施についても丁寧に説明していくことが必要です。

本来、セルフプランの作成は本人が自らの力で自身の生活をマネジメントすることであり、障がい者ケアマネジメントの最終的な目標とも言えます。相談支援の実施にあたっては、利用者が本来もっている力（ストレングス）を引き出し、本人が自分の生活を自分で作っていくという視点をもって力をつけていく（とりもどしていく）関わりが常に必要です。したがって、相談支援専門員は、本人が自身のニーズに基づき、十分に選択できる情報を得た上で自己選択・自己決定のもと生活をマネジメントし、セルフプランを作成するという可能性を視野に入れながら、そのプロセスに寄り添って本人をエンパワメントし、支えていくことが求められます。

#### <コラム> セルフプランから相談支援専門員による計画作成に移行した事例

##### ① 人との関わりが苦手な精神障がい者の事例 ～本人の困りごとに合わせてメリットを伝える～

Aさんは居宅介護の支給申請にあたり、市職員から計画相談支援の説明を受けましたが、新しい人との関わりを少なくしたいため、自身でのセルフプラン作成を希望されました。

居宅介護を利用する中で、ヘルパーとの関係がうまくいかず、事業所を何度も変えることが続きました。そのような中で、Aさん自身もどうしたらいいかわからなくなって

しまい、市職員に相談がありました。

市職員がAさんの気持ちを確認しながら、Aさんが困っている事業所の調整や、どうしていいかわからなくなったときの相談先として、相談支援専門員がいることを説明しました。計画相談支援の提供により、本人が相談支援専門員に相談しながらニーズや気持ちの整理をし、相談支援専門員が見守りや事業所の調整を支援することで本人の混乱が少なくなり、安心感につながりました。

## ② 在宅で高齢の両親と生活する重度障がい者の事例 ～将来の生活を共に考える～

計画相談支援の導入以前より障がい福祉サービスを利用しているBさんに支給決定の更新時期がきたため、市職員から計画相談について説明を行いました。本人は現在利用している事業所への通所を楽しみにしており利用継続を希望し、それ以外の支援については、両親が自分たちでみていきたいという気持ちがありました。よって、サービスの継続利用の希望のみであり新たに相談しなくて大丈夫との思いからセルフプランを選択しました。

しばらくして、母親が要介護状態となってデイサービスを利用することとなり、両親のBさんの介助や将来に対する不安は高まっていました。母親の担当のケアマネジャーがBさんのことについて、市の障がい福祉担当課へ相談することを勧め、父親が相談に来ました。市職員は、母親の状況や両親の不安を聞き取る中で、計画相談支援について改めて説明しました。将来本人が希望する生活を送れるように相談支援専門員が継続して相談にのれることや、希望する生活を実現するためのサービス利用の調整等を行えることを伝え、計画相談支援につながりました。

相談支援専門員が本人や家族と相談を進め、将来に向けて自宅以外の生活の体験の意味も含めて、新たに短期入所の利用等を進めるために調整を行いました。また、ケアマネジャーにも母親への支援の状況を聞き取りながら、家族全体を支えられるように連携して対応していくことを確認しました。

## ○ライフステージを見据えた連携について

ライフステージに応じて、障がい児者の生活環境や支援者は変化していきます。これをつなぎ、一貫性・継続性のある支援を提供するためにも、相談支援専門員はライフステージに応じた変化を見据えて、障がい児者に対する説明や支援者をつなぐといった視点をもつことが大切です。

児童期から成人期には、学校を中心とする生活から就労や障がい福祉サービス等の利用を中心とする生活に大きく変化していくため、相談支援専門員やそれぞれのライフステージを支える支援者は、本人の希望や生活スタイル等の情報を共有しつつ、変化の大きい時期を乗り切れるよう本人に寄り添うことが重要です。



また、65歳を迎えるにあたっては、本人の状態や気持ちも確認しつつ、市町村（障がい担当課及び高齢担当課）やケアマネジャー等の関係機関と連携しながら、相談支援専門員も制度や必要な介護保険サービスについて丁寧に説明しておくことが必要です。

### 【相談支援と障がい者ケアマネジメント】

#### ○相談支援の基本方針

相談支援事業に共通する基本方針として、下記の内容があげられます。

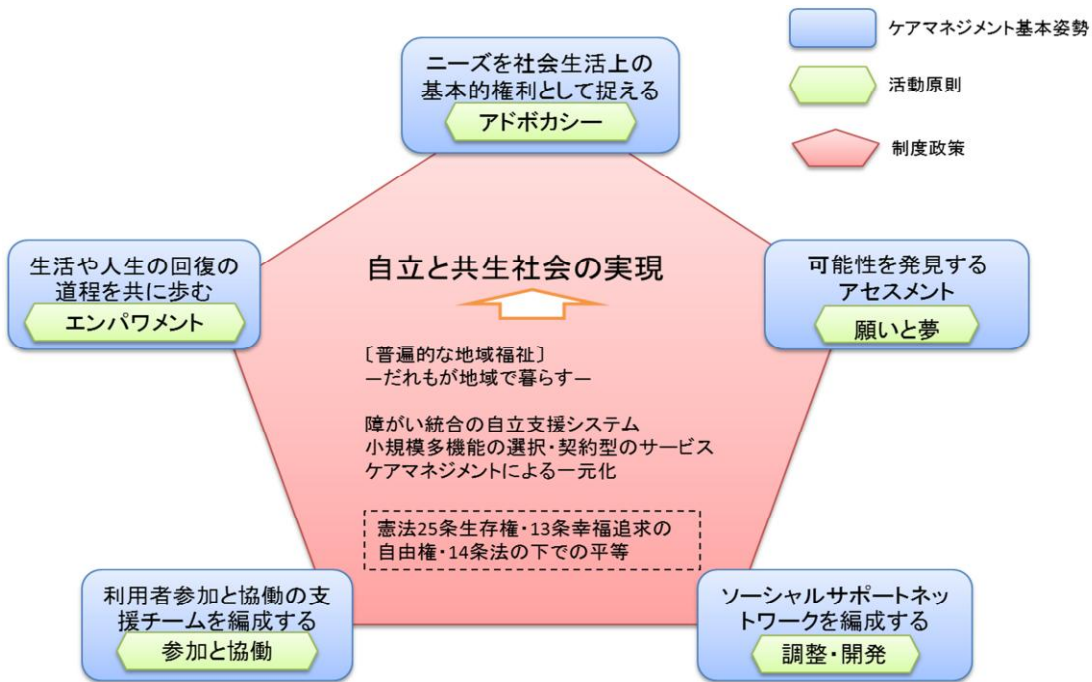
- ① 相談支援は、障がい者本人（利用者）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、行われるものでなければならない。
- ② 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- ③ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- ④ 利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス事業等を行う者に不当に偏ることのないよう、公平中立に行われるものでなければならない。
- ⑤ 相談支援事業者は、市町村、障がい福祉サービス事業等を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。
- ⑥ 相談支援事業者は、自らその提供する相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

#### ○障がい者ケアマネジメント

「障がい者ケアマネジメント」は、「本人の生活支援のために、本人の意向を踏まえ、福祉・医療・保健・教育・就労などの幅広いニーズと様々な資源との間に立って、複数のサービスを適切に結びつけるとともに調整を図り、総合的かつ継続的なサービス提供を確保し、さらには、社会資源の改善及び開発を推進する援助手法」と定義されています。

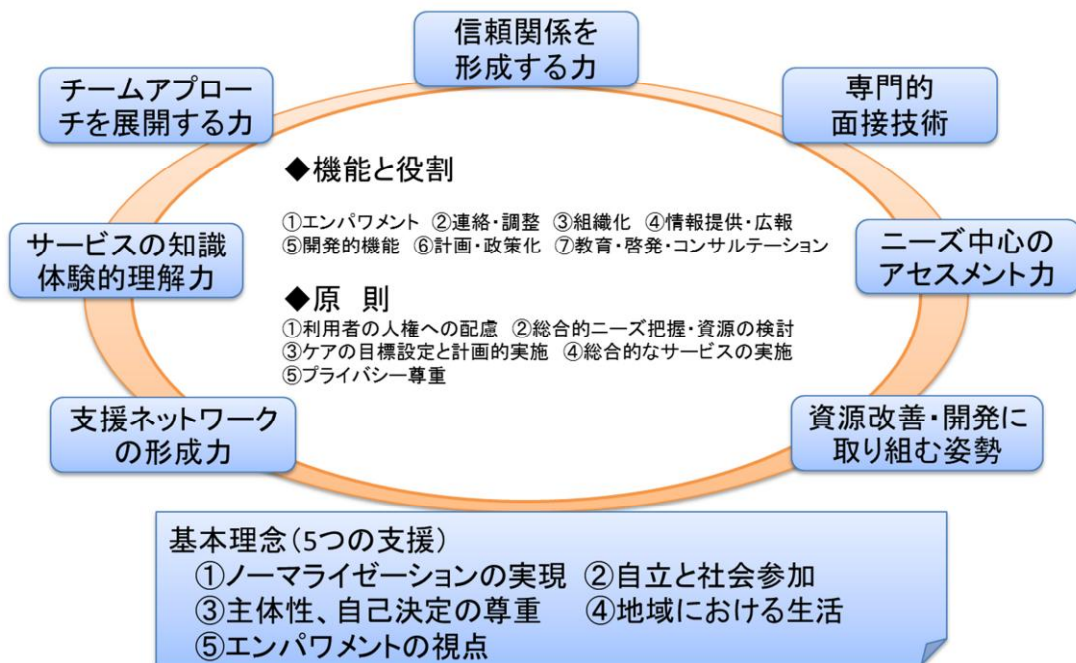
相談支援は、「障がい者ケアマネジメント」の手法により、本人中心、本人が望む生活の実現をめざします。相談支援専門員には、障がい者ケアマネジメントによる相談支援を通じて、障がい者一人ひとりに寄り添ったきめの細かい支援を行うとともに、多職種で構成されるチームが、同じ方向性・統一性をもとに環境調整を行っていくことが求められます。

## ケアマネジメントの機能



出典:大阪体育大学健康福祉学部 大谷 悟教授  
大阪府相談支援従事者初任者研修 資料より

## ケアマネジメントの構成



出典:大阪体育大学健康福祉学部 大谷 悟教授  
大阪府相談支援従事者初任者研修 資料より

## 【相談支援専門員に求められる力】

障がい者ケアマネジメントを担う「相談支援専門員」は、障がい者やその家族等との信頼関係を構築し、障がい者の生活のみならず、その方の夢や希望などを叶えることを含め、個々の人生を支援する専門職です。障がい者ケアマネジメントの担い手として、ケアマネジメントの構成要素となる力を備えておく必要があります。

(平成24年3月 大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会「相談支援ガイドライン」参照)

### ① 信頼関係を形成する力

相談支援専門員が作成する「サービス等利用計画」は、本人の希望に基づいて、本人とともに立案する生活設計の総合的プラン（本人中心の総合支援計画、マスタープラン等）として位置付けられています。相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成プロセスにおいて、本人の想いや希望をニーズとして明確化し、それを本人並びに支援者や、本人と関わりのある人と共有し、本人が望む将来像の実現に向けて、エンパワメントし、コーディネートしていきます。その過程において、本人に寄り添い、信頼関係を形成することが重要です。

信頼関係を築いていくためには、基本的なコミュニケーション技術を習得し、自分の考えを分かり易く明確に伝えるだけでなく、相手の表情、沈黙、場の空気など非言語的要素にも十分注意を払い、相手の気持ちを推察する能力が必要です。

### ② サービスの知識・体験的理解

相談支援専門員は、相談支援に必要とされる福祉の理念、法制度やサービス等について、幅広く理解しておく必要があります。特に、障害者総合支援法における相談支援やサービス等利用計画の役割・位置付けについて、詳細に知っておくことが求められます。また、そのような知識を必要に応じて分かりやすく本人に提供することが必要です。

### ③ 専門的面接技術

相談支援専門員は、相談を通して、本人の生活全体を理解します。したがって、本人を一人の生活者として理解し、十分な意思疎通を図ることによって、本人のニーズを共に明らかにしていくことが求められます。これらの過程において、本人の感情表現を敏感に受け止め、本人の価値を受容し、本人の自己決定を促すような面接技術を伸ばすことが大切です。

### ④ ニーズ中心のアセスメント力

相談支援専門員は、本人とともにニーズを探し出すアセスメントの能力が求められます。本人に関する情報収集の過程を経て、課題を明らかにしてニーズを明確にしていく観点で

理解することが大切です。さらに、ニーズの背景となっている要因を分析することも重要です。その際、本人のできないことに着目するのではなく、本人のストレングスに着目して、エンパワメントしながらニーズを探し出す観点が重要です。

#### ⑤ チームアプローチを展開する力

住み慣れた地域で継続して生活するために、本人の希望や多様な生活課題、生活全体を総合的に捉え、具体的支援を明確にし、地域の障がい福祉サービス事業者等の関係者と広くネットワークをつくり、チームアプローチの視点をもって支援を展開することが重要です。

そのため、相談支援専門員には、ケースを一人ですべてを抱え込むことなく、関係機関と関係者に情報発信・情報共有しながら、関係者間の統一的な支援方法を分かりやすく伝え、チーム内の合意形成や役割調整を行うなど、チームアプローチを可能とする調整の能力が求められています。

なお、チームの一員として、同じ障がいのある当事者の立場から寄り添うことのできるピアカウンセラーやピアサポーター、ピアグループと連携して相談支援を進めることも考えられます。当事者として地域生活を送っている経験や工夫等の情報は、地域移行支援や地域での自立生活支援にとどまらず、本人のエンパワメントを促す上で、説得力があり、とても力強いサポートとなります。本人のニーズや状態に応じてロールモデルとしてのピアカウンセラーやピアサポーター、ピアグループとの出会い・分かち合いの機会を作っていくことも相談支援専門員には求められます。

#### ⑥ 支援ネットワークの形成力

相談支援専門員は、本人のニーズを充足させるために、サービスを総合的・一体的に提供する役割を担っています。これらのサービス提供は、障がい福祉サービスをはじめとする公的サービスやインフォーマル・サポート等を組み合わせるものであり、支援のネットワークにより可能となります。相談支援専門員には、これらのネットワーク形成の能力も求められます。

#### ⑦ 資源改善・開発に取り組む姿勢

相談支援専門員は、チームアプローチやネットワークの形成に加え、本人の生活の質を一層高めるための支援に向けて、障がい福祉サービス事業所や行政機関をはじめインフォーマルサービスの活用の工夫など、社会資源を開発するための行動力や交渉力が求められています。

本人ニーズに合致したサービスを提供できるよう、自立支援協議会や事業者連絡会等を活用しながら、社会資源の改善や開発を提言していくことが重要です。

大切なことは、中心となるのはあくまで本人であり、相談支援専門員は専門的な知識や技術を活用しながら、本人が選択し、自己決定するプロセスを支えるために力を発揮していくことです。

また、相談支援専門員の活動のベースには、ケアマネジメントの基本理念となる、①ノーマライゼーションの実現、②自立と社会参加、③主体性・自己決定の尊重、④地域における生活、⑤エンパワメントの視点を認識するとともに、冒頭にも触れた「利用者の権利擁護」の視点が何より重要です。

自身の業務を振り返り、自らの価値観や支援者としての課題を客観的に見つめなおし、自己研鑽していくことが必要となります。

#### <コラム> 相談支援専門員として大切にしていること

Cさんは、脳性麻痺があり、十数年間、入所施設で生活していました。地域での自立生活を望まれていましたが、お父さんから無理だと言われ、本人もいろんなことが自分でできないと自立は難しいと思っていました。そのような本人の気持ちに寄り添いながら、折に触れて相談を継続し、7年近くたったころ、お父さんが旅行先で倒れ、緊急入院しました。その際に、お父さんは「将来のことは自分で考えろ」と本人に告げ、本人も「自分で考えないといけない」と思いはじめました。

その気持ちの変化を受けた相談支援専門員は、いきなり自立生活を目指して取り組もうとアプローチするのではなく、本人が自分に自信をもつために、まず、身体にかかる負担軽減と活動範囲を広げて生活の質（QOL）を高めることを目的に電動車いすの取得を勧め、必要な補装具の再申請等の手続きをするため、本人自身に行政の窓口に出向いてもらったり、生活費も自身で管理できるよう銀行で手続きを進めてもらいました。相談支援専門員は、それらの手続きのために窓口と一緒に出向いても、後ろに控えて見守り、困ったときの情報提供やアドバイスをするだけに努めました。そうした経験を通じて本人の自信を高めながら、当事者活動によるピアカウンセリングや自立生活プログラムに取り組んでいき、ほぼ5年をかけて地域での自立生活を果たしました。自立生活後も、ヘルパーと約束した時間をなかなか守れなかったり、食生活の不安定さから投薬を怠ったりすることに対しても、幼い頃からの自分の特徴を振り返ってもらうなどして、どう対処していくかを一緒に考える機会をもつなど、QOLを高めるサポートも継続しています。

こうした中で、相談支援専門員として心がけたことは、

- 本人の後ろで寄り添うこと。
- 信頼関係を築くこと。
- 本人のニーズをキャッチし、確認していくこと。

- 本人の意思決定を待つこと。
- 『『本人が』 変わっていく』 ことを信じること。

表面的な本人の行動の裏にある、本人自身も気づいていない意識やニーズをつかみ、本人の気づきを促して次の行動につなげていくことは、時間も手間も必要ですが、本人に強いることなく、その想いに寄り添い、本人がよりよい生活を過ごせるよう支援することが相談支援専門員の役割だと考えています。



## 2 相談支援専門員の研修体系

### (1) 大阪府における相談支援専門員に係る研修体系

#### 【相談支援従事者初任者研修、現任研修、専門コース別研修の位置づけ】

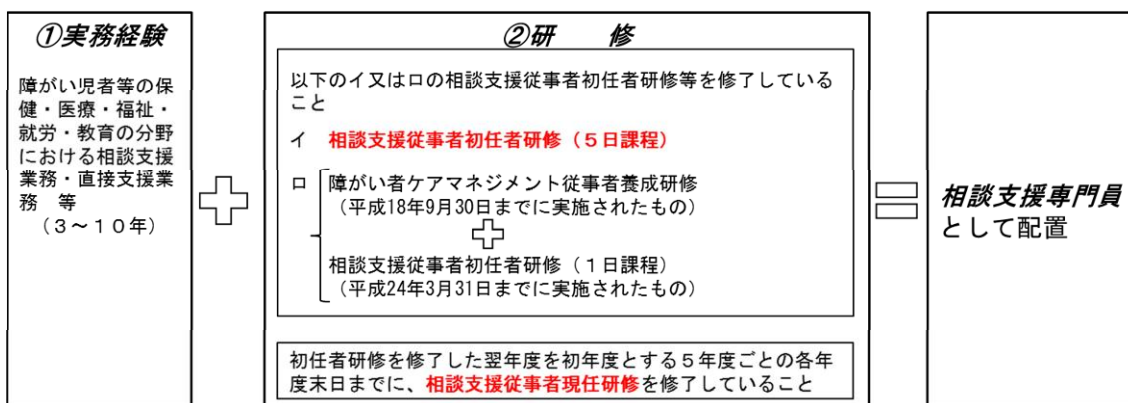
##### ○相談支援従事者初任者研修

相談支援専門員として従事するための研修として、まず、相談支援従事者初任者研修（5日課程）（以下、「初任者研修」という。）があります。初任者研修の修了と厚生労働省告示に定められた実務経験を満たすことにより、指定特定相談支援事業所等の相談支援専門員として従事することが可能になります。初任者研修では、ケアマネジメントの基本姿勢及び地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の相談支援専門員として従事するに当たり必要な知識・援助技術の習得を目的として実施されます。

##### ○相談支援従事者現任研修

次に、相談支援専門員として従事を続けるためのいわゆる更新研修として、相談支援従事者現任研修（以下、「現任研修」という。）が位置付けられています。現任研修は初任者研修修了の翌年度を初年度として5年以内毎に修了することが必要とされています（「現任研修受講イメージ」参照）。大阪府においては、現任研修を相談支援に現に従事する者を対象とする「現任者コース」と今後相談支援専門員として従事する予定の者を対象とする「予定者コース」に分けて実施されています。現任者コースでは、初任者研修で学んだ知識と実務を行う中で得た経験を踏まえ、自らが担当した事例をもとに業務の振り返りを行うとともに、個別課題を地域課題へとつなげるスキルを身に付けるよう演習を実施し、相談支援専門員としての更なる質の向上を目指します。また、予定者コースでは初任者研修で学んだ内容を振り返り、相談支援の基本理念等を再確認し、円滑に相談支援業務に従事していけるよう研修を実施します。

#### 相談支援専門員の要件



## 現任研修受講イメージ



### ○専門コース別研修

#### <専門テーマ別コース>

初任者研修や現任研修は相談支援専門員として従事するために身につけるべき障がい者ケアマネジメントの基本理念や相談支援専門員の役割、援助技術の習得を目的とした研修です。しかし、実際の支援においては障がい特性が多岐にわたる利用者を様々な関係機関と連携しながら支援することが必要です。様々な分野のより専門的な知識や支援技術を習得するため、大阪府では地域生活移行や高次脳機能障がい支援等テーマ別の専門コース別研修が実施されています。

#### 専門コース別研修「専門テーマ別コース」

年度	コース名	内容	時期	修了者数
26	高次脳機能障がい支援コース	高次脳機能障がいの障がい特性の理解と計画作成	H26.5～6	54名
	医療的ケア（重症心身障がい児者）コース	重症心身障がい児者及び社会資源等の理解	H26.9～10	64名
	権利擁護と虐待防止コース	障害者虐待防止法、成年後見制度等の理解	H26.10～11	67名
	強度行動障がい支援コース	強度行動障がいの障がい特性等の理解	H26.12～ H27.1	53名
	地域移行支援コース 【参考資料：演習プログラム等 P.59～61】	地域生活移行に係る制度等の理解と地域移行支援計画等の作成	H27.2	40名

※相談支援従事者研修事業実施要綱にて示されるテーマ等に応じて、コース・時期は年度ごとに見直し、企画・実施予定。



### <指導者養成コース>

さらに、地域における相談支援体制の充実に向けては、相談支援専門員が個別ケースを適切に支援できる力を身につけるのはもちろんのこと、各個別ケースに共通する課題を見極め、地域の資源を活用してその課題の解決に導く、いわゆる「地域づくり」の力も求められます。この地域づくりの中核となる相談支援専門員を育成するために、大阪府では専門コース別研修の指導者養成コースとして、ファシリテーションコースとスーパービジョンコースが実施されています。

ファシリテーションコースではサービス担当者会議や自立支援協議会等で他のメンバーやチームの力を引き出すファシリテーション技術をもつ人材の育成を行っています。同コースの修了者は、相談支援従事者研修等で実際に演習のグループワークのファシリテーターを担い、研修で身につけた技術を実践により更にスキルアップすることが望まれます。

また、スーパービジョンコースでは、地域において事例検討や困難事例を支援する際のスーパービジョンの実施や地域の実情に応じたスキルアップ研修の企画、並びに相談支援従事者研修における研修企画や、講師、演習リーダーとして活躍できる人材を育成します。同コースの受講者は、長く相談支援事業に従事し、**OJT**等を通じて相談支援専門員としての高いスキルと知識、経験を培ってこられた方を対象とし、特に専門性の高い研修であることから、年間を通じて継続的に開催したり、複数年にわたる受講を促進することなどを通じて、受講者同士の研鑽の機会となること（例えば、困難事例を題材にしたグループスーパービジョン等）はもとより、府内の相談支援専門員のネットワーク構築のきっかけとなることが望まれます。同コースの修了者は自らの豊富な経験と研修で習得した知識や技術を活用し、積極的に後進の育成に励むこと、また、これらを通じて、地域の相談支援専門員を支え、地域全体の資質向上に向けて取り組むことが期待されます。

### 専門コース別研修「指導者養成コース」

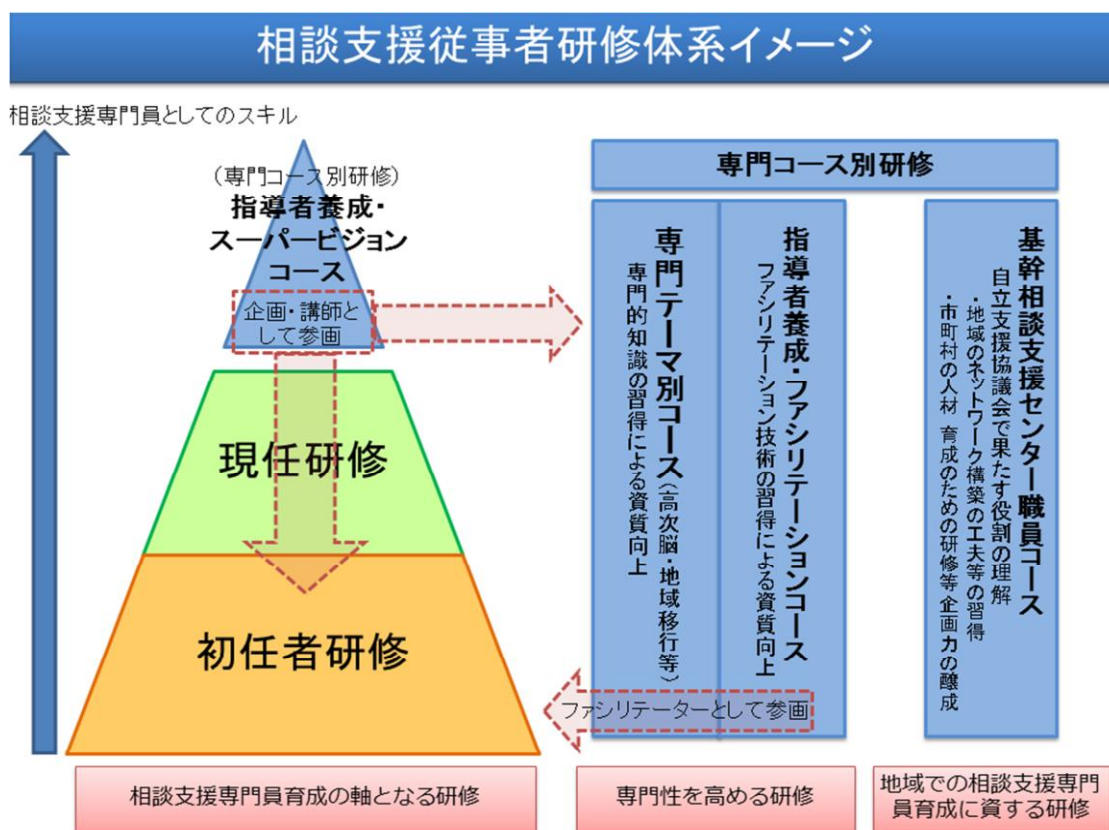
年度	コース名	内容	時期	修了者数 又は定員
26	ファシリテーションコース	初任者研修演習ファシリテーターの養成	H26.7	60名
27	ファシリテーションコース		H27.7	70名
	スーパービジョンコース	地域の相談支援のリーダー役の養成	H28.2 (予定)	30名

大阪府ではこれらの研修を通して相談支援専門員の養成・育成に取り組まれています。初任者研修から現任研修の受講まで最大で5年の間が空くこともあり、相談支援業務に従事したばかりの相談支援専門員にとっては不安解消や資質向上のための機会が必要とされます。したがって、この時期に市町村において、相談支援事業所内の**OJT**だけでは補うことが難しい、身近な事例の検討や地域で課題となっている事柄を共有する研修会等を実施することが効果的と考えられます。市町村や基幹相談支援センター職員に加え、指導者養

成・スーパービジョンコースの修了者なども中心に、地域の相談支援専門員の経験や、地域で抱えている支援の課題に応じた研修の実施が望まれます。

平成24年4月以降、大阪府内では基幹相談支援センターの設置が進んでいます。地域の相談支援体制の中核として、市町村での研修実施の一翼を担うことが望まれる一方、設置から間がないこと等から、研修の企画・運営ノウハウを必要とするセンターもあります。地域で実施する研修をバックアップするため、大阪府において、基幹相談支援センターの職員に向けて、地域の相談支援専門員に対する人材育成のノウハウ（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）や先行的な取組事例等の情報共有を図る研修会を新たに実施することが望まれます。

地域における相談支援専門員の育成に向けては、その地域の実情に応じて、相談支援専門員に必要とされる知識・スキルなどの課題を抽出することが必要であり、これは基幹相談支援センターだけではなく、自立支援協議会として取り組むことが重要です。人材育成の観点からも、自立支援協議会を活性化し、地域の関係機関同士の連携の緊密化や地域の実情に応じた支援体制の整備が求められるため、基幹相談支援センターを対象とした研修会にあたっては、自立支援協議会の活性化の視点を盛り込むことが望まれます。

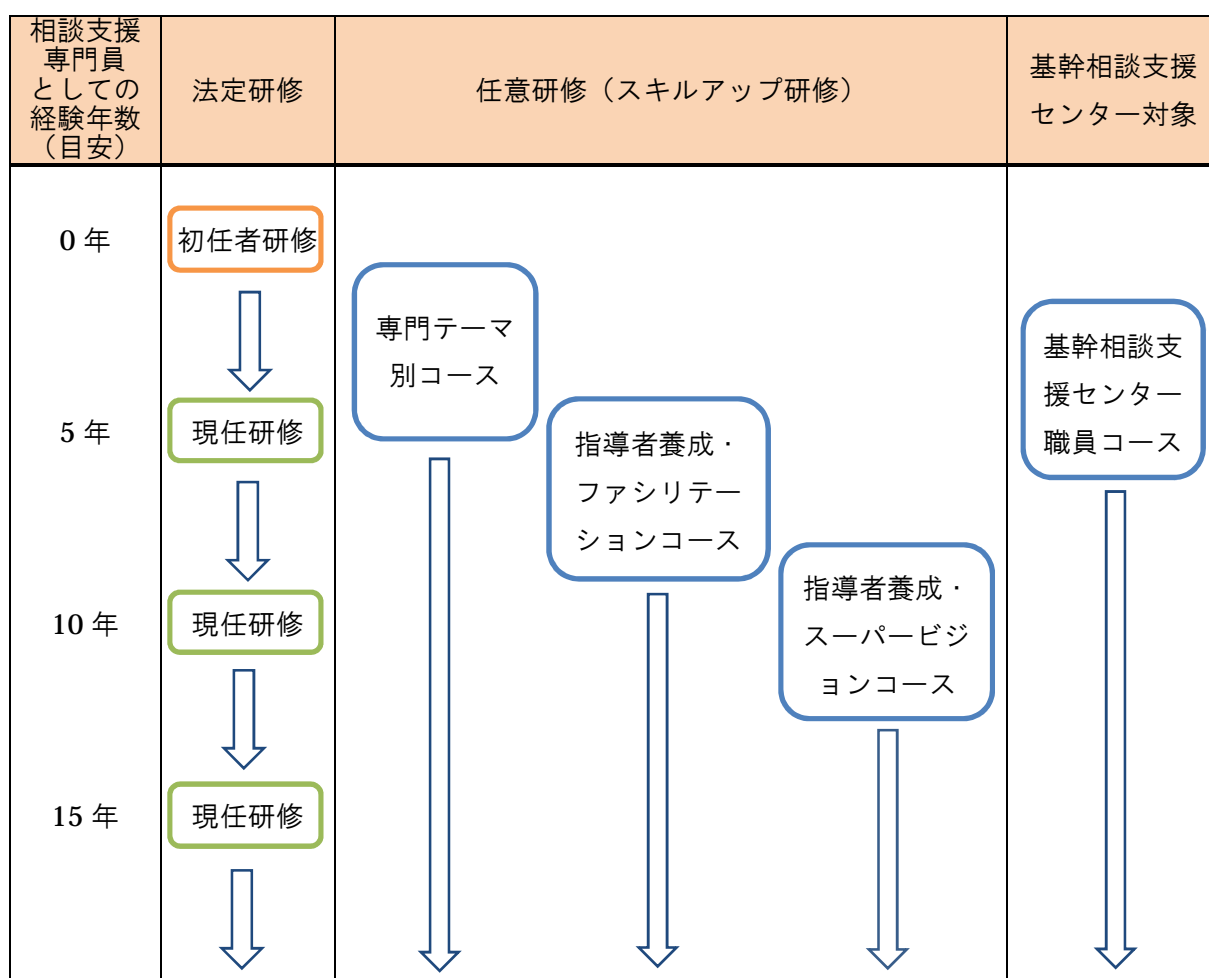


(2) 各研修の対象者と到達目標

【各研修の対象となる層・獲得目的等】

相談支援専門員の養成・育成のために大阪府で実施している初任者研修、現任研修、専門コース別研修（専門テーマ別コース、指導者養成コース、基幹相談支援センター職員コース）における目的、獲得目標、期待する役割等については、相談支援従事者研修体系表（獲得目標及び期待する役割等）（別表 P.36）のとおりです。また、相談支援専門員が経験年数に応じて、これらの研修を受講するタイミングのイメージは、次のとおりです。

大阪府における相談支援従事者の研修受講のイメージ



### 3 地域における相談支援専門員を支える仕組み

#### (1) 市町村において相談支援専門員を支える仕組み

##### ①相談支援専門員のフォローアップの取組み

市町村においては、相談支援事業の実施者として、市町村内の相談支援のグランドデザインを描き、地域のネットワークを構築しながら、相談支援専門員のフォローアップや相談支援事業の円滑な実施に向けて取り組むことが求められます。

##### ■市町村と相談支援事業所間の情報共有

市町村域の相談支援体制の整備・推進のためには、まずは、市町村と相談支援事業所が現状や課題について情報を共有することが重要です。特に計画相談支援等の推進にあたっては、市町村から計画作成の全体の必要者数や月ごとの更新者数を示し、全体の見通しを共有しながら、相談支援事業所の受入可能状況等について情報交換することが必要です。また、計画相談支援等を実施するにあたり、アセスメントやニーズ整理、支援方法について、相談支援専門員は日々悩みながら取り組んでいることが想定されます。相談支援専門員が一人で抱え込むのではなく、悩みや課題を地域で共有し、解決に向けてどう取り組むか検討していくことが求められます。

##### 【市町村における取組み例】

###### ○岸和田市での取組み

相談支援事業所と市が参加する自立支援協議会相談支援部会の計画相談ワーキングと勉強会のそれぞれを隔月ごとに実施しています。計画相談ワーキングでは、市より計画相談支援の進捗状況や支給決定の更新者数に加え、新規の指定障がい福祉サービス事業所等の社会資源の情報についての情報提供や、計画相談支援に関する課題検討を実施しています。勉強会は主にグループワーク等の事例検討会を中心に実施しお互いに知恵を出し合いながら相談し合える体制をつくるとともに、その中で課題となったテーマを得意とする相談支援専門員が中心となり事例の紹介・情報提供を実施するなどして、地域の相談支援専門員がよりよい相談支援を提供できるように連携しながら取り組んでいます。

また、これらの取組みのなかで、提出書類や報酬請求のタイミング等、計画相談支援を実施する上での基本的な仕組みや事務手続き、各事業所から疑問に挙げたこと等を資料にまとめ、相談支援事業所と市とで共有できるようにしています。

###### ○泉佐野市での取組み

平成 26 年度に「計画相談推進ロードマップ」を作成し、計画相談支援の進め方や振り分けの流れを整理しました。市内の指定特定相談支援事業所と支給決定の更新者の情報や

計画相談支援の進め方を可視化し共有しながら円滑な実施に向けて取り組んでいます。

#### ○交野市での取組み

自立支援協議会定例会の年間計画を決めるにあたり、年度末の定例会で現在の課題と次年度に取組みたいことを参加者がグループワーク形式で検討し、意見を出し合い共有するようにしています。ここで出た意見を踏まえ、基幹相談支援センターを中心に相談支援連絡会で市内の相談支援事業所とも協議して、勉強会や事例検討等の取組み内容を決めるようにしています。【参考資料：平成 26 年度定例会活動報告 P.56】

また、計画相談支援の導入をスムーズに行えるよう、利用者の同意を得て区分認定や勘案事項での聴き取りで市が把握している情報を指定特定相談支援事業所に提供しています。

(参考) 相談支援事業所の事務の効率化を図るための取組み

取組み	計画相談支援	障がい児相談支援
計画相談支援等にかかる手引きを作成し、指定特定相談支援事業所等に提示し共有している	12 市町村	6 市町村
利用者の同意を得て、区分認定や勘案事項での聴き取り内容を指定特定相談支援事業所等に情報提供している	25 市町村	16 市町村

(平成 27 年度障がい児者の相談支援に関する実施状況調査結果 (大阪府調べ) より)

#### ■新任の相談支援専門員へのフォロー体制の確保

新規に相談支援事業を実施するにあたり、事業者や新たに相談支援専門員として従事する者は、計画相談支援等の実施の仕方や、対応に困ったときに相談先があるのか等不安を抱えていることが想定されます。新規事業者や新任の相談支援専門員が安心して円滑に事業を実施できるように市町村内でのフォロー体制を整えておくことが、新規参入を促す上でも、利用者に円滑に計画相談支援等を提供する上でも求められます。

#### ○岸和田市の取組み

新規に指定を受けた相談支援事業所に対して、既存の相談支援事業所と既に共有しているサービス等利用計画を作成する上での留意点等をまとめた資料を渡すとともに、今後のフォローアップとして相談支援部会のワーキングや勉強会があることを説明し、参加を呼び掛けています。

また、市職員が障がい支援区分の認定調査に行く際に、新任の相談支援専門員に同行してもらい、アセスメントの仕方を学んでもらうとともに、相談支援専門員が行うアセスメントのフォローを行っています。さらに、既存事業所が作成したサービス等利用計画の好事例に市がなぜ良いのかのポイントを解説して提示したり、提出してもらった計



画に今後確認すべき視点等を市がコメントをつけて返すなど、新任の相談支援専門員が計画相談を実施しやすくなるようフォローを行っています。

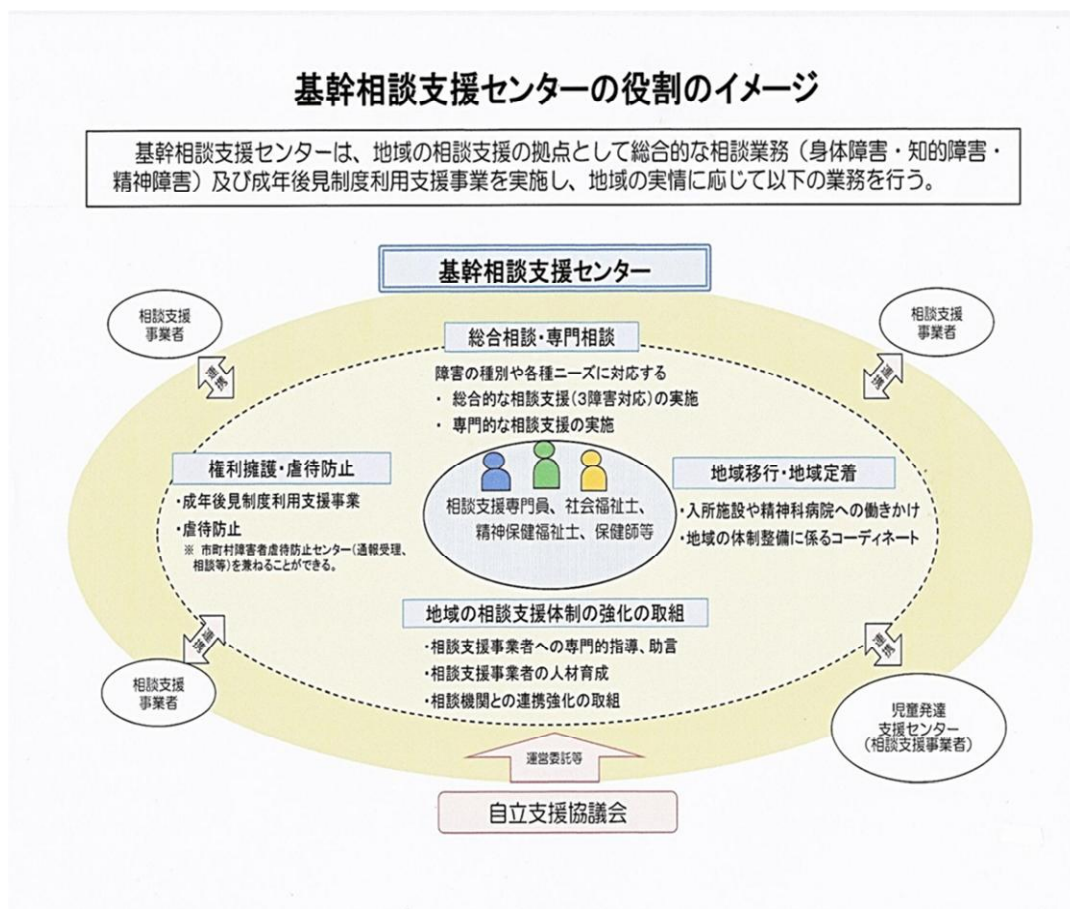
### ○泉佐野市の取組み

新規指定事業者の不安を軽減するための対応として、泉佐野市では新規指定の働きかけのために法人へ説明に行った際に、相談支援の実施に関する協議の場としてケアマネジメント部会があることや、基幹相談支援センターによるバックアップ体制があることを説明し、事業実施後もフォローを受けることができる体制があることを伝えています。

【参考資料：ケアマネジメント部会年間計画と実践項目 P.47】

## ■基幹相談支援センターにおける支援

基幹相談支援センターには、「総合相談・専門相談」（地域の相談支援事業所では対応が困難なケースに対して、専門的な相談支援）、「地域の相談支援体制の強化の取組み」（地域の相談支援事業所へのスーパーバイズや、人材育成のための勉強会や研修等を実施し、地域における相談支援体制の強化）の機能が備えられており、相談支援専門員に対する専門的な助言やフォローアップが求められています。



厚生労働省資料（H24.2.20 障害保健福祉関係主管課長会議）より

#### ○堺市での取組み

堺市では、各区に 1 か所障害者基幹相談支援センターを設置し、指定相談支援事業所で対応できない複雑困難な事例に対してのケースワークを実施しています。また、市全域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターとして「総合相談情報センター」を設置し、区障害者基幹相談支援センターや地域の指定相談支援事業所で対応できない専門的な相談に対し、市の専門相談機関と連携しながらサポートするとともに、障がい者に必要な情報の発信や、国制度やサービス事業所の開設など新たな情報を収集する役割により、地域の相談支援事業所を支援しています。

#### ○泉佐野市での取組み

計画の質の担保と事業者へのフォローアップのため、サービス等利用計画案とあわせて自己確認シート（「大阪府相談支援ハンドブック」のチェックシートを一部改訂）を記入して提出してもらい、基幹相談支援センターで確認しています。これにより、計画作成者がポイントに沿って自己確認できるとともに、基幹相談支援センターで確認することにより各相談支援専門員が抱える課題の可視化・共有化を図り、適宜助言をすることで、相談支援専門員の悩みの解決や計画の質向上に向けて取り組んでいます。

#### 【参考資料：自己確認シート P.51～55】

また、必要に応じて基幹相談支援センターの職員が指定相談支援事業所のアセスメントに同行したり、計画作成に当たっての利用者の課題整理を共に行うなど、個別の状況に応じた支援を行うことで事業所のフォローアップを行っています。

#### ②市町村で実施している研修例（OJT）

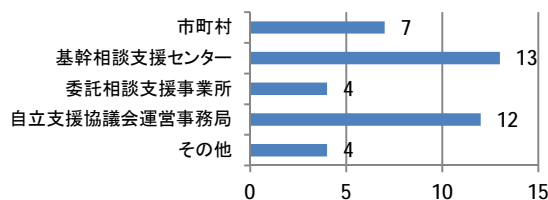
平成 27 年度障がい児者の相談支援に関する実施状況調査（大阪府調べ）によると、相談支援専門員を対象に研修会や事例検討会を実施している市町村は 25 か所（平成 26 年度実績）となっています。実施主体は基幹相談支援センターや自立支援協議会運営事務局が主に担っており、市町村域のすべての相談支援事業所を対象に研修が実施されています。

内容としては、事例検討や相談支援専門員間の情報交換に加え、相談支援専門員の役割やサービス等利用計画の作成方法、面接技術や各種制度についてなど多岐にわたります。

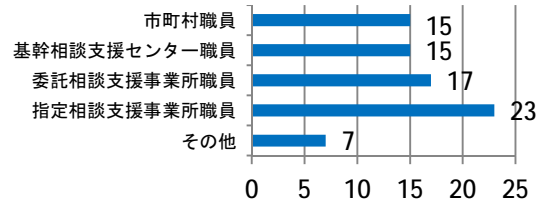
(参考) 研修会や事例検討会の実施状況 (平成 26 年度実績)

① 研修実施の有無：あり 25 市町村、なし 18 市町村

② 実施主体 (複数回答有)



③ 対象者 (複数回答有)



④ 実施内容

相談支援専門員の役割、本人中心の計画作成について、サービス等利用計画の記入方法、計画相談支援の事務の流れ、面接技法の実践的研修、地域移行支援に関する研修 (制度説明、地域移行支援計画の作成等)、各種制度について、発達障がい理解、サービス等利用計画と個別支援計画の整合性について、事例検討、相談支援事業所間の意見交換 等

(平成 27 年度障がい児者の相談支援に関する実施状況調査結果より)

次に、市町村で取り組まれている研修や勉強会の具体例について紹介します。

○堺市の取組み

堺市では、計画相談支援・地域相談支援を実施する相談支援専門員に対し、その制度理解や質を高めることを目的に相談支援実務者研修を実施しています。特に、障がい相談の経験年数が浅い職員については、現場で学習するだけでなく、現在の自分の支援手法を改めて自己評価し、見聞を広める機会が必要と考え、初任者研修修了後から現任研修を受ける間のフォローを含め、障がい者相談経験が 5 年以下の相談支援専門員を対象として、市が実施しています。

また、基幹相談支援センターでは、市域事業所向けに相談支援に関する研修を年 2 回、その年のトピックスに関する研修を年 2 回、地域移行支援に関する研修を年 1 回実施しています。また、障がい者福祉への理解・啓発を含む内容の研修等を各区年 1 回(計 7 回)実施しています。

なお、平成 27 年度からは研修体系を、主に障がい福祉等に関する制度や堺市の窓口等相談支援を実施する上で知っておくべき手続き等に関する説明を市が担い、相談支援専門員の資質向上のための研修を基幹相談支援センターや堺市障害者相談支援専門員協会が実施、障がい種別に応じた専門的な理解を促す研修は専門機関が実施するよう整理し、より役割を明確にして取り組むこととしました。



≪平成 26 年度取組み例≫

テーマ	計画の見直し（モニタリング）について	
対象者	初任者研修修了者のうち現任研修未受講の方 初任者研修修了者のうち相談経験 5 年以下の方 (当てはまらない場合でも申し込みは可)	
実施主体	堺市 障害施策推進課 相談支援係	
実施内容	1 日目 (PM)	制度説明（講義） 講師：堺市障害施策推進課 計画の見直し（演習） 講師：プール学院大学（現 長崎国際大学） 武藤准教授
	2 日目 (AM)	計画の見直し（演習） 講師：同上
テーマ設定の経緯	平成 25 年度実務者研修ではアセスメントをテーマに研修を実施。モニタリングにおいて毎回同じようになっていないかという課題を踏まえ、その時の本人のニーズや状況を把握し、目標やサービスの見直しをできるように、利用者への聞き取り方法の工夫等を習得するため、「計画の見直し」をテーマとした。	
参考資料	実施要領兼企画書、タイムスケジュール P.39～40	

テーマ	【相談支援】本人中心の計画作成のために大切なこと(基礎編)・(実践編)	
対象者	堺市内の指定相談支援事業所 他	
実施主体	基幹相談支援センター	
実施内容	(基礎編)	相談支援の基礎、ミスポジション理論の基礎を学ぶ研修。 講義・一部個人ワーク。 (タイムスケジュール) ・ミスポジション論の説明（20分） ・「顔」とエコマップ（15分） ・ストレングスとリフレーミング（15分） ・5ピクチャーズ記入（15分） ・主訴と背景のズレの核の見定め（15分） ・まず、何から始めるか（5分） ・社会資源（説明）（10分） ・質疑応答（10分）
	(実践編)	ロールプレイを含むグループワーク ・相談支援専門員役、本人役、父親役を決めて、事例に沿って、重要事項の説明、計画作成のためアセスメントのロールプレイを実施。 ・グループごとに計画案を作成し、発表。 ・本人役が計画を選び、その後の担当者会議、本人への同意等についてロールプレイを実施。 ・振り返りまとめ
	(基礎編・実践編)	講師：大阪府障がい者相談支援アドバイザー

テーマ設定の意図	<p>(共通)本人中心としたサービス等利用計画作成のために必要なアプローチを身につけることで、相談支援専門員自身のスキルアップにつなげる。</p> <p>(基礎編)相談支援専門員として働いているが初任者研修が未履修の方、日中活動事業所職員が『5ピクチャーズ』を使いこなすための基礎的な知識を学ぶことで、堺市全体の相談支援の質の向上を目指す。</p> <p>現任研修履修レベルの相談支援専門員が、相談支援の場面のロールプレイを通しお互いの気付きの中で、支援のあり方を学ぶ。</p>
----------	---

テーマ	【トピックス】改正精神保健福祉法における医療と福祉の連携について
対象者	堺市内の指定相談支援事業所・精神科病院スタッフ他
実施主体	基幹相談支援センター
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正精神保健福祉法に関する行政説明</li> <li>病院の立場から（入院からの流れ、退院後生活環境相談員、医療保護入院者退院支援委員会について）</li> <li>地域の立場から（地域援助事業者について、堺市における医療と福祉の連携フロー（案）について）</li> </ul>
テーマ設定の意図	改正精神保健福祉法の施行を踏まえ、精神科病院からの地域移行に関してスムーズな体制づくりを行う。精神科病院と地域の連携強化を目指す。

テーマ	【トピックス】医療と福祉の連携～小児慢性特定疾患の事例を通じて～
対象者	堺市内の指定相談支援事業所、医療機関 他
実施主体	基幹相談支援センター
実施内容	<p>第一部『パネルディスカッション医療と福祉の連携～事例を通じて～』</p> <p>モデルケース（小児慢性特定疾患）を通じて各機関の役割や制度の紹介を行う。①小児慢性特定疾患について、疾患や制度について②事例紹介③ディスカッション テーマ：医療と福祉の連携で感じていること。</p> <p>講師：診療所、保健センター、障がい福祉サービス事業所、相談事業所</p> <p>第二部『グループワーク』</p> <p>テーマ：医療と福祉の連携の現状・困っていること</p>
テーマ設定の意図	事例を通じて医療従事者、障がい福祉の連携の実際、難病で利用できる制度を知る。またグループワークを通じて顔の見える関係を作り、医療と福祉それぞれの支援者間のスムーズな連携につなげていく。

テーマ	【地域移行】地域移行支援研修～自分で暮らすっていいよ!!～
対象者	堺市内の指定相談支援事業所・精神科病院スタッフ・入所施設 他
実施主体	基幹相談支援センター

実施内容	『グループホームでの取組みと当事者さんのお話し』 ・グループホームで行っている地域生活への取組みについて ・実際に GH からでて、単身生活等をしている当事者の方のお話し
テーマ設定の意図	医療機関・施設等地域移行前の関係機関、グループホーム事業者に「地域生活を目指す」プログラムの紹介と実際に活用し地域で暮らす当事者の生の声を届け、地域移行＝グループホームだけではない、「地域で暮らすこと」を改めて考える場とする。指定相談支援事業所にとって労力のかかる地域移行支援の醍醐味を感じてもらい、元気のもらえる研修とする。

### ○岸和田市の取組み

岸和田市では、すべての指定相談支援事業所と市障がい者担当課、障がい児担当課が参加する相談支援部会において事例検討や勉強会を実施しています。相談支援専門員が対応している事例で支援が困難な場合等に、事例検討の場に挙げることにより、他事業所の相談支援専門員から様々な意見を聞き、対応につなげています。また、勉強会では、各相談支援専門員の強みを活かして、例えば障がい種別や居宅系や施設等のサービス種別ごとの特徴等について情報交換を行い、知識を共有しています。なお、事例検討や勉強会から出てきた課題を抽出し、研修内容や取組みに反映するようしており、平成 26 年度はサービス等利用計画の様式の作成を行いました。

### 《研修会（勉強会）の取組み例》

頻度：2 か月に 1 回実施

出席者：市障害者支援課、市児童育成課、市保育課、市内指定特定相談支援事業所

テーマ	障がい児支援について
実施内容	療育過程、発達相談、社会資源について（就学前後の岸和田市のフォロー体制、就学児童の利用できる制度、家庭児童相談・子どもの発達相談、障がい児通所支援事業所〈医療的ケアの可能施設、聴覚障がい児の対応可能施設等〉） 担当：児童育成課
テーマ設定の経緯	相談支援専門員より 18 歳までに利用できるサービスや社会資源が知りたいとの声が挙がり、児童育成課より説明を実施。

テーマ	精神障がいについての基礎知識
実施内容	精神疾患と症状、支援の例、質疑応答 担当：委託相談支援事業所（精神）
テーマ設定	勉強会の中で、精神障がい者に対する支援が難しいとの声が挙がり、精神障

定の経緯	がい者に対する支援に強い委託相談支援事業所はどのような支援方法を行っているかを知りたいとのことで、当該相談支援事業所職員が講師役となって説明。
------	---

テーマ	地域移行支援について～2つの方法から～
実施内容	精神科病院からの地域移行と、障がい者施設からの地域移行 地域移行支援の利用をする方法としない方法での取組みについて 担当：相談支援事業所
テーマ設定の経緯	地域移行支援部会の2つの相談支援事業所より、地域移行を担う事業所の不足が課題となっており、特定相談支援事業所がこの課題に関心を持つことで課題解決につなげたいとの意向から、部会を代表して地域移行支援の取組みを発表。

【参考資料：相談支援部会報告書（平成26年4月～27年6月）P.41】

#### ○泉佐野市の取組み

泉佐野市では、自立支援協議会ケアマネジメント部会において基幹相談支援センターが中心となり企画し、研修を実施しています。

平成26年度は、大阪府の初任者研修の第1回目の終了に合わせて、10月に相談支援専門員の現任者と初任者の双方を対象とした合同研修を実施しました。さらに、11月にはケアマネジメント部会（現任者及び初任者）と事業所連絡会合同研修会として、相談支援専門員だけでなく障がい福祉サービス等事業所も対象に、サービス等利用計画と個別支援計画の関係を取り上げた研修を実施し、相談支援専門員とサービス事業所の双方がそれぞれの役割や計画の関係性に対する理解を深め、連携しやすくなるよう取り組まれています。

さらに、12月以降は、現任者向けと初任者向けを分け、それぞれのスキルに応じた研修やバックアップ支援を行っています。

#### 《平成26年度取組み例》

テーマ	相談支援専門員の役割～本人中心支援～
対象者	相談支援専門員現任者、初任者研修修了者、行政、基幹相談支援センター
実施主体	基幹相談支援センター
実施内容	① 研修会の目的について ② 本人中心支援（事例検討） 講師：大阪体育大学 大谷教授
テーマ設定の経緯	計画推進に向け、相談支援専門員の初任者と現任者の交流の機会をもつとともに、サービス等の利用計画作成の視点を共有するために、計画作成する上で重要な「本人中心支援」の視点をテーマに設定した。
参考資料	実施内容等（ケアマネジメント部会・初任者合同研修会報告書） P.49

テーマ	サービス等利用計画と個別支援計画との整合性について ～相談支援事業所とサービス提供事業所の関係性～
対象者	相談支援専門員、障がい福祉サービス等従事者
実施主体	基幹相談支援センター
実施内容	第1部【共通】本人の想いに寄り添う相談支援 サービス等利用計画について（講義） 講師：大阪府障がい者相談支援アドバイザー 第2部【サービス事業所向け】本人中心の支援に向けて（講義） 講師：大阪府障がい者相談支援アドバイザー 第2部【相談支援専門員向け】意見交換 ファシリテーター：大阪府障がい者相談支援アドバイザー
テーマ設定の経緯	計画推進にあたり、サービス事業所にサービス等利用計画の周知と相談支援専門員との連携を図るため「サービス等利用計画と個別支援計画との整合性について」をテーマに設定した。
参考資料	実施内容等（ケアマネジメント部会・事業所連絡会合同研修会報告書） P.50

#### ○交野市の取組み

交野市では、自立支援協議会定例会で年に3回程度事例検討を実施しています。定例会のメンバー（相談支援事業所や障がい福祉サービス等事業所、支援学校、市社会福祉協議会、障害者就業・生活支援センター等）に3グループに分かれてもらい、事例紹介の後、相談支援専門員がファシリテーター役を担ってグループワークを行い、その内容を発表して全体で共有するようにしています。なお、機関同士の関係づくりの意味も含めて、定例会では1年間を通して同じグループで検討するようにしました。そして、事例検討を通して挙げた課題について勉強会を実施し、支援力の向上につなげています。

【参考資料：平成26年度定例会活動報告 P.56】

#### 《平成26年度取組み例》

テーマ	性に関する教育について
対象者	自立支援協議会定例会メンバー
実施主体	自立支援協議会運営事務局（基幹相談支援センター）
実施内容	性に関する教育について 女子少年院の実践から学ぶ（講義） 講師：女子少年院 法務教官
テーマ設定の経緯	事例検討の中で、異性との関係がうまく作れない当事者への支援が課題となり、女子少年院での性教育の実践例から障がい者の性について学ぶこととした。

テーマ	障がい児支援について	
対象者	自立支援協議会定例会メンバー	
実施主体	自立支援協議会運営事務局（基幹相談支援センター）	
実施内容	1 回目	① 療育について ② 市内児童関連事業所の紹介 講師：市内の児童発達支援事業所職員
	2 回目	交野市における子育て支援について 講師：交野市子育て支援課、健康増進課
テーマ設定の経緯	障がい児の相談支援を得意とする事業所がなく、障がい児相談の質の向上を図るために、まずは障がい児に関係する制度や市の取組み内容を理解することが必要と考え、本テーマで勉強会を行った。	

テーマ	交野市介護支援専門員連絡会、交野市相談支援連絡会交流会	
対象者	ケアマネジャー、地域包括支援センター、相談支援専門員、市職員	
実施主体	交野市介護支援専門員連絡会・交野市相談支援連絡会	
実施内容	計画相談とは 講師：相談支援専門員 事例説明（担当の相談支援専門員及びケアマネジャー） ※介護保険サービスを利用する両親と障がい福祉サービスを利用する障がい者が同一の世帯にいる事例を通して、相談支援専門員やケアマネジャーの役割や障がい・高齢のサービスをお互いに理解する。 基幹相談支援センターの紹介 講師：基幹相談支援センター グループワーク【テーマ】お互いに聞きたいことや悩んでいること 発表	
実施の経緯	高齢者で介護保険を利用しているケースにおいて、その家族に精神障がいや発達障がいのある方がいる場合や、障がい者が介護保険に移行する際の課題等について理解を深めるため、介護支援専門員連絡会からの申し出により相談支援連絡会との交流会を実施することとなった。 相談支援専門員とケアマネジャーとの顔の見える関係づくりを目的に、具体的な事例を通して相談支援専門員の役割や障がい福祉サービスの説明をすることで、障がい者の生活像や相談支援専門員とケアマネジャーの連携のイメージをもってもらえるよう工夫して実施した。	
参考資料	プログラム、交流会資料 P.57～58	

### ③連携の基盤づくり

地域で障がい者等の暮らしを支えるためには、相談支援事業所、障がい福祉サービス等事業所、そして障がい者等を支える医療、教育、就労等の関係機関が連携することが必要不可欠です。相談支援専門員間のネットワークづくりや相談支援事業所と障がい福祉サー



ビス事業所間のネットワークの構築が市町村の役割として求められています。

### ■相談支援専門員間のネットワークづくり

相談支援の充実に向けては、スーパービジョンの実施や相談支援専門員が互いに相談し合う体制の確保が求められています。しかし、現状としては相談支援専門員が一人の相談支援事業所が多く、一人で悩みを抱え込むことや、不安を抱えながらも相談できずにいることなどが想定されます。したがって、地域の相談支援専門員が集まり、情報交換や課題を共有し共に検討できる場、つまり相談支援専門員同士が互いにエンパワメントし合える場を設定するなど、相談支援専門員間のネットワークづくりに資する取組みが必要とされています。

#### ○岸和田市の取組み

岸和田市では、平成 24 年度当初、計画相談支援の開始にあたって必要な方策を市と 4 か所の相談支援事業所とともに検討し、サービス等利用計画の意義を押さえること、相談支援専門員を孤立させないこと、相談支援事業所間のネットワークを構築することを方針として進めることにしました。

まず、計画相談支援の意義を伝えるための取組みとして、計画相談の基本（サービス等利用計画と個別支援計画の違いや計画相談支援の意義）について市と相談支援事業所と一緒に寸劇を企画・実施し、相談支援事業所や障がい福祉サービス等事業所にわかりやすく伝えました。【参考資料：寸劇シナリオ P.42～46】

次に、相談支援事業所間のネットワークの構築のために、相談支援事業所間及び市との情報交換ができる場として、市内のすべての指定相談支援事業所が参加する自立支援協議会相談支援部会の計画相談ワーキングと勉強会をそれぞれ隔月で実施しています。計画相談ワーキングは、市の障がい者担当課と障がい児担当課が交互に司会進行を行い、主に市からの情報提供（計画の進捗状況や更新必要者数、社会資源の情報等）や計画相談支援の課題検討の場として実施しています。また、勉強会では、司会進行を事業所の輪番制とし、グループワーク等の事例検討や講師を招いて勉強会等を実施しています。それぞれの課題や悩みを共有し、他の事業所から支援に対する助言をし合い、悩みの解決や支援の向上につながるよう取り組んでいます。

これらの取組みを通して、相談支援専門員の孤立化を防止し、一人で抱え込まず地域全体で支えることのできるネットワークを構築しています。

#### ○兵庫県姫路市の取組み

姫路市では指定特定相談支援事業所が急増し（H27.7 現在 35 ヶ所、相談支援専門員 64 名）、一堂に会して行う会議や研修では双方向の意見交換や自由な発言をすることが困難になってきたことから、平成 27 年度より委託の相談拠点事業所（5 法人）を中心とした東西

2ブロックに分かれた取組みを開始しています。「タイムリーに、こじんまりと、双方向のバックアップ体制」を掲げて隔月でブロック会議を開催し、事例検討会や計画相談に関するグループワーク、国や県・市からの情報提供、参加事業所の紹介や見学なども盛り込んで実施しており、互いに顔が見える関係づくり、拠点事業所が一般の指定特定相談支援事業所をサポートする仕組みづくりを展開しています。

また、年に3回は市内の全相談支援事業者が集まる場を設定し、行政や障害者就業・生活支援センターなど他の相談支援機関なども加わって姫路市全体の課題や取組みを全員で共有しているほか、相談支援専門員と自立支援協議会を結ぶ橋渡しの場としての役割も果たしています。

## ■姫路市障害者相談拠点事業

**平成27年度から姫路市を2ブロック化**  
**“タイムリーに、こじんまりと、双方向のバックアップ体制”**

＜平成27年度の実践テーマ＞

- ①相談支援の質をUP ⇨ 研修
- ②東西ブロックで共に学び、助け合う ⇨ ネットワーク
- ③医療・介護・児童分野でつながる ⇨ 連携



## ■ブロック化の取組み

目的	内容	例／詳細
①情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国情報</li> <li>・県情報</li> <li>・市情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省からの通知など</li> <li>・県主催の研修、県の取り組み（圏域Co会議から伝達）</li> <li>・姫路市の取り組み、決定事項</li> <li>・新規事業所など地域情報</li> </ul>
②研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画相談の手順</li> <li>・相談支援Q&amp;A</li> <li>・事例研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画相談やケース対応での悩み</li> <li>・参加者による事例提供、ピアバイズ</li> </ul>
③ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点⇄指定特定</li> <li>・相談支援専門員同士</li> <li>・相談支援専門員⇄事業所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック会議、バックアップ等を通じて顔の見える関係に</li> </ul>
④バックアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援力の向上に向けたOJT, SV</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同行</li> <li>・相談対応</li> <li>・計画作成業務のサポート</li> <li>・現場からの課題を吸い上げる</li> </ul>

## ■平成27年度 年間計画



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
拠点連絡会 (第2金曜)	10	8	12	10	7	11	9	13	11	8	12	11
東ブロック (第3火曜)			16		18		20		15		16	
西ブロック (第3金曜)			19		28		16		18		19	
相談支援 連絡会		22						●				●
ワイガヤ								●				
介護・医療 WT												
児童分野 WT		7/1(水)「発達について」						●			●	
スキルアップ 研修 (第三右評価機関)			18	16	27	17	15	19	17	21	18	
初任者研修 現任者研修 (兵庫県)				合同・集中講義 (7/22,23, 8/21) 演習 (9/9,10, 9/29,30, 10/8,9)							現任 研修	

自然発生的な懇親会もあちこちで

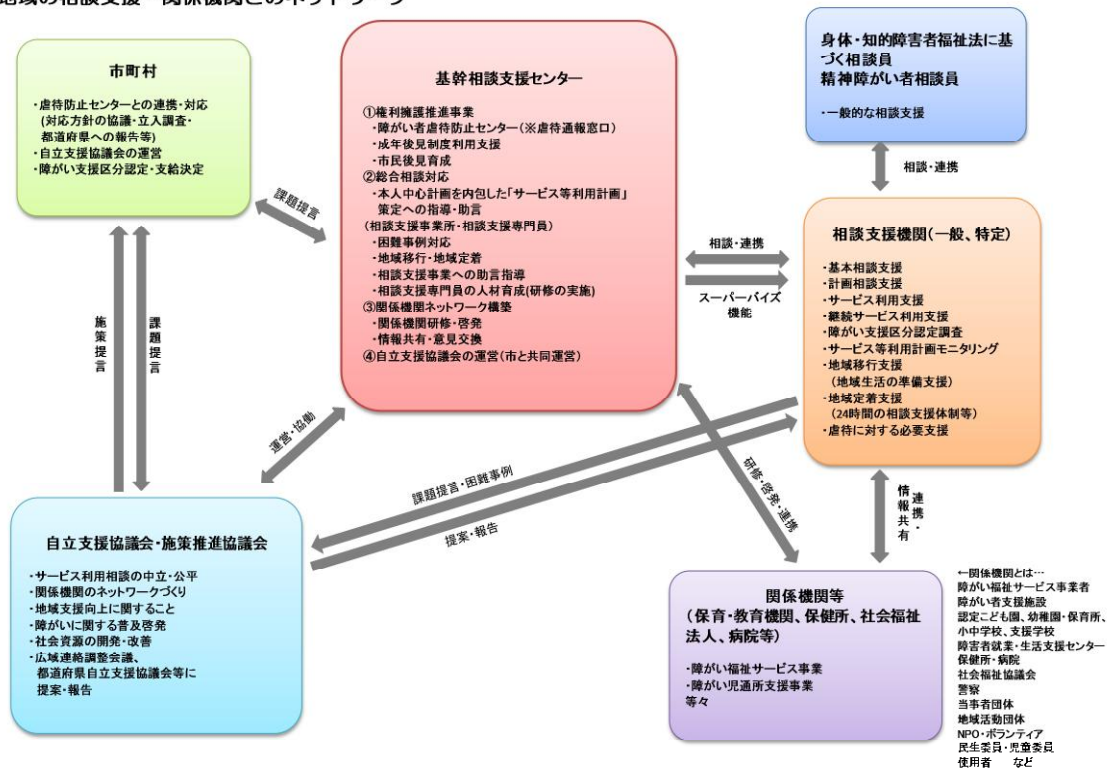
出典：大阪府平成27年度第1回地域自立支援協議会情報交換会(平成27年7月7日)  
 (社福) 姫路市社会福祉事業団 姫路市総合福祉通園センター・ルネス花北  
 相談支援事業所 ぱっそ・あ・ぱっそ 相談支援専門員 濱 亜紀子氏資料より

## ■地域のネットワークの構築

相談支援業務は、障がいのある方のニーズと地域の社会資源をつなぐ業務です。障がいのニーズに沿った暮らしを支えるためには、様々な分野の支援者がチームとして対応することが求められます。様々な機関がチームとして連携して対応することができるよう、市町村又は基幹相談支援センターが中心となって、自立支援協議会等を活用しながら地域のネットワークの構築に取り組むことが必要とされています。その際には、高齢や児童の担当部局、保健センターなどの関係機関はもとより、社会福祉協議会をはじめとする地域福祉を担う機関等幅広い支援機関との連携も視野に入れ、ネットワークを構築していくことが期待されます。障がい児者の生活を支えるために、地域資源の情報を収集し、その方にとって最適な連携を構築できるよう常に心がけておくことが求められます。

【拡大図：P.37 地域の相談支援・関係機関とのネットワーク】

### 地域の相談支援・関係機関とのネットワーク



出典：大阪体育大学健康福祉学部健康福祉学科 大谷 悟教授 作成資料

### ○岸和田市の取組み

計画相談支援を導入するにあたり、相談支援事業所と障がい福祉サービス等事業所との連携は不可欠であったため、障がい福祉サービス等事業所にも計画相談支援の意義やサービス等利用計画と個別支援計画の違い等について、市と相談支援事業所が一緒に寸劇を行い、わかりやすく伝えるようにしました。

また、市主催の障がい福祉サービス等事業所等を対象とした事業所説明会の際には、

相談支援専門員に協力してもらい、相談支援の役割の説明とともに、サービス担当者会議等への協力を呼び掛けています。相談支援専門員が直接説明することで、相談支援専門員と障がい福祉サービス等事業所が顔の見える関係となるようにしています。

#### ○交野市の取組み

相談支援事業所と他の障がい福祉サービス等事業所との連携にあたり、平成 25 年度の自立支援協議会各部会において、市職員がサービス等利用計画と個別支援計画の違いを説明し、それぞれの役割を理解した上で実務を行えるように取組みました。

また、自立支援協議会定例会において相談支援の事例を相談支援事業所だけでなく、障がい福祉サービス等事業所や支援学校、市社会福祉協議会、障害者就業・生活支援センター等の各種関係機関がともに考えることにより、相談支援の理解を促すとともに、地域全体で連携して障がい者を支える意識づくりのきっかけとしています。

### (2) 大阪府の役割

#### ①相談支援専門員に対する支援

##### ○相談支援専門員の養成

相談支援専門員として従事するために必要となる初任者研修は都道府県が実施主体として位置付けられており、第 2 章にも記載のとおり、大阪府においても相談支援専門員の養成確保に向けて実施されているところです。初任者研修では、相談支援事業に従事するにあたり必要な障がい者ケアマネジメントの基本理念や相談支援専門員として求められる力や視点を理解し、実践につなげていくことのできるよう、研修内容を検討し、質の確保に努めていくことが必要です。

さらに、養成した相談支援専門員が着実に相談支援事業に従事するよう、市町村と連携するなどの工夫を重ねていくことが重要です。

##### ○相談支援専門員の育成と質の向上

専門的スキルを高めた相談支援専門員を育成する専門コース別研修を実施し、府域の課題や制度の動向等を踏まえたテーマ別の研修機会を確保し、相談支援専門員のさらなる質の向上を図ることが求められます。

また、相談支援専門員の人材育成と定着支援に向けては、地域で支え合う仕組みが必要です。平成 27 年 4 月 1 日現在、基幹相談支援センターは府内 28 市町村で設置されており、各市町村においては基幹相談支援センターや自立支援協議会事務局が中心となり地域の指定相談支援事業所のフォローアップや研修を実施しているところですが、さらなる充実に向けて、地域の相談支援の中核となる相談支援専門員がスーパービジョンやファシリテーション等の専門的な技術を習得し、地域の相談支援の充実に向けたマネジメントや地域の相談支援専門員を支援できるようスキルアップを図ることが求められて

います。これらの者に対して指導者養成コース（スーパーバイズコース、ファシリテーションコース）を実施し人材育成を図るとともに、市町村への修了者名簿の情報提供等を通して、修了者が自立支援協議会の運営・参画や人材育成のための研修企画等の役割を担うなど地域で活躍できるよう市町村との連携を図ることが望まれます。

## ② 市町村に対するバックアップ支援

### ○府内の状況把握及び先行事例等の紹介

市町村における相談支援体制の整備が図られるよう、大阪府としては市町村の実態を調査等により把握し課題を抽出するとともに、各市町村における取組みの先行事例について市町村間で共有する機会を確保することが必要です。先行事例を集約し、工夫点等を取りまとめて市町村に周知することに加え、市町村や基幹相談支援センター等の職員を対象に情報交換の機会を設けることが有効と考えられます。特に、基幹相談支援センターは、現時点では、設置されて間もないセンターが多い中、地域の相談支援の中核的役割を果たせるよう、府が先行事例やノウハウ等を共有する機会を創出するなどのバックアップ機能を発揮していく必要があります。

これらを通じて把握した市町村での課題に対して、他市町村が実施する取組みを聞き取り、参考としながら各市町村の実情に合わせた取組みを推進できるよう働きかけていくことが必要です。

さらに、大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会では、「市町村における相談支援体制の充実に向けて」（平成 25 年度）を取りまとめ、基幹相談支援センターの先行事例の紹介や相談支援体制の整備に向けた市町村及び大阪府の役割を提示しています。また、相談支援の基本理念をまとめた「相談支援ガイドライン」（平成 23 年度）やサービス等利用計画の記入例や作成プロセスを紹介した「相談支援ハンドブック」（平成 24 年度作成、平成 26 年度改訂）を作成しています。市町村がこれらを活用して体制整備を図り、円滑に事業を推進していけるように、大阪府が働きかけていくことも必要とされます。

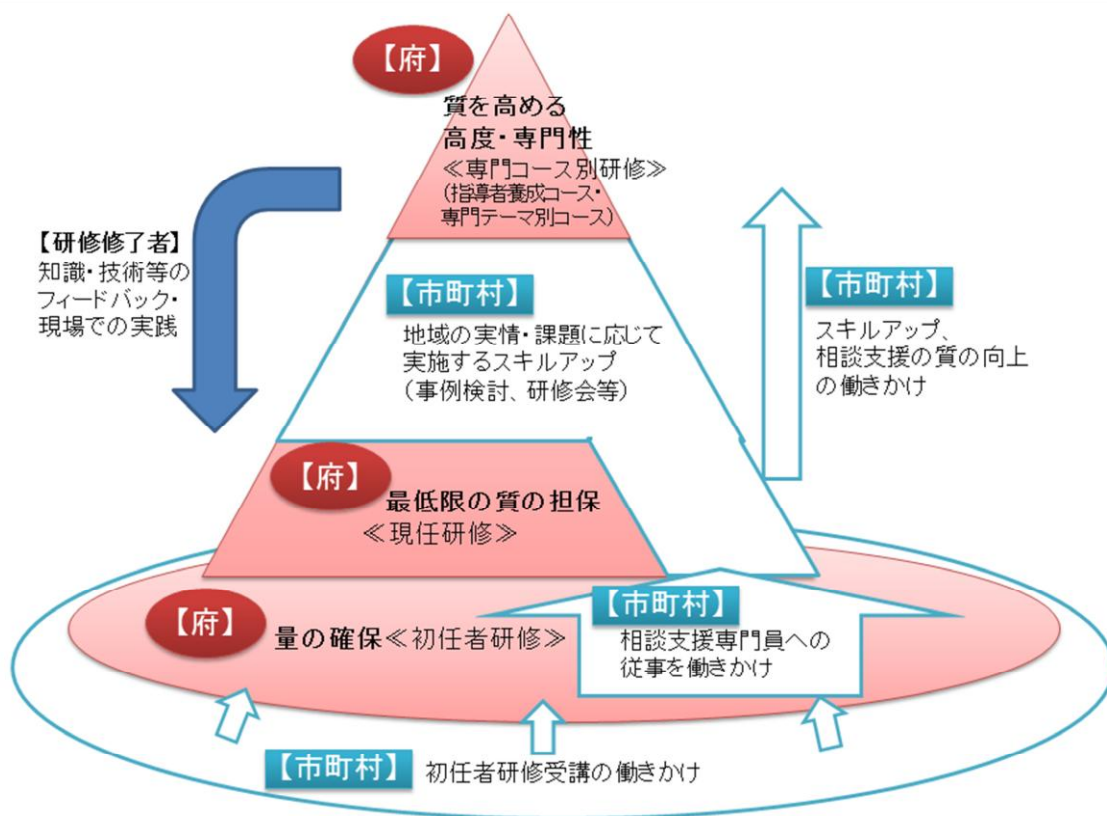
### ○障がい者相談支援アドバイザーの派遣

大阪府では障がい者相談支援アドバイザー派遣事業により、障がい者等の相談支援に関し実務経験豊富なアドバイザーを派遣し、各市町村の基幹相談支援センター等に対するスーパーバイズや地域自立支援協議会の活性化など市町村及び地域の相談支援体制の充実強化を目指した助言等を実施しています。アドバイザーの派遣申込みにあたって市町村が自ら、アドバイスを求めるに至る背景・課題等の整理を行うことで、市町村の強み・弱みを分析する「地域診断」の一助となることが期待されます。

大阪府においては、これらの取組みを通して、市町村が地域の実情に合わせた相談支援

体制を整備し、地域のネットワークを構築して相談支援専門員を支えることにより相談支援のさらなる向上を図り、障がい者等の暮らしを支えていけるよう、バックアップ支援を行うことが求められます。

## 府と市町村の相談支援従事者人材育成の役割分担(イメージ)





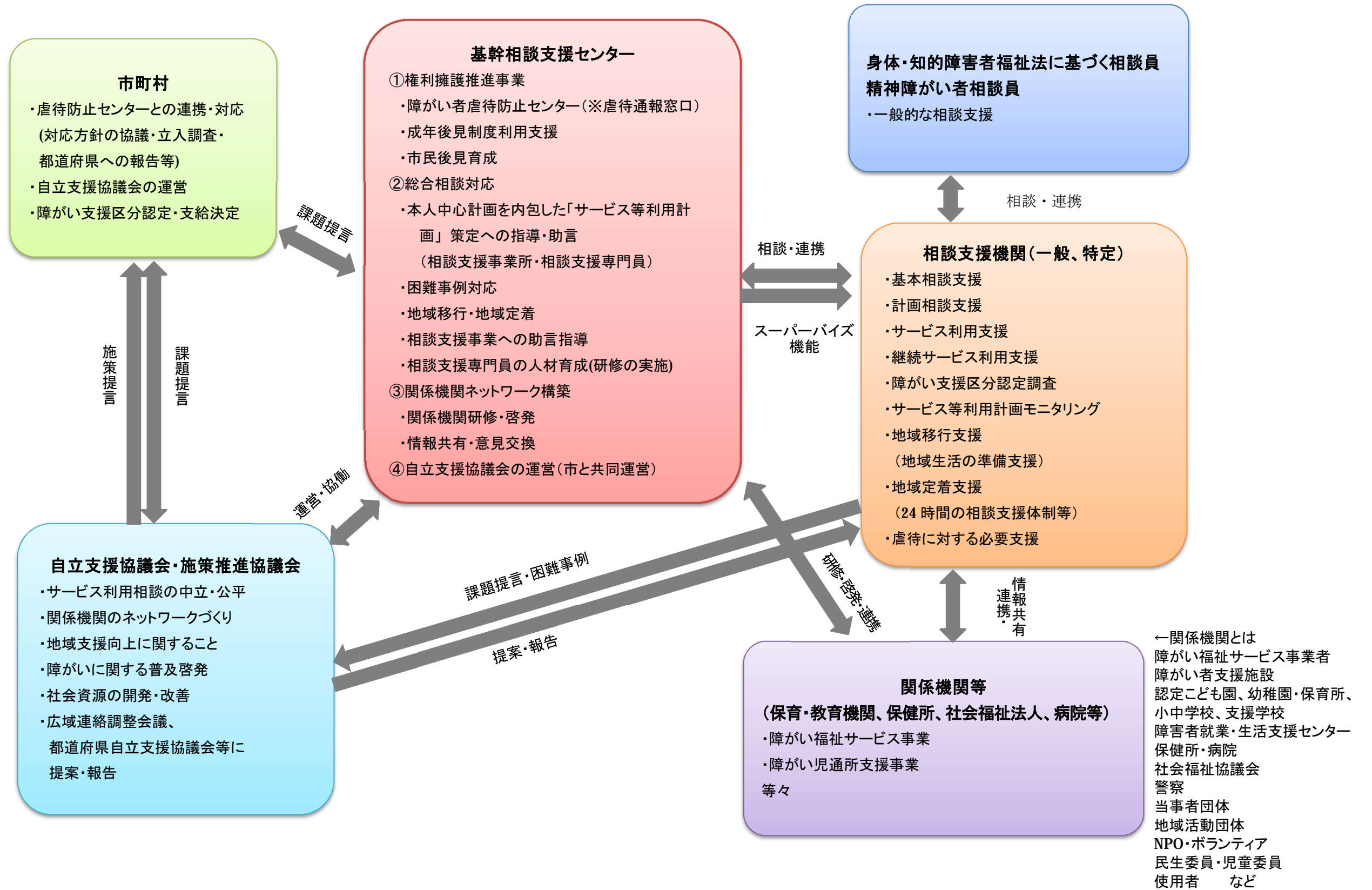
◆別表(P.17 参照)

相談支援従事者研修体系表(獲得目標、期待する役割等)

平成27年12月時点

	初任者研修	現任研修	専門コース別研修			
			専門テーマ別コース	指導者養成・ファシリテーションコース	指導者養成・スーパービジョンコース	基幹相談支援センター職員コース
目的	ケアマネジメントの基本姿勢及び地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の基礎的援助技術の習得。	地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することにより、相談支援に従事する人の資質の向上を図る。	相談支援に従事している者が、より専門的な知識を必要とする相談や困難事例に適切に対応するために、最新の知識や技術を習得し、資質の向上を図る。	相談支援従事者研修等のファシリテーターの養成と、地域自立支援協議会等で他のメンバーやチームの力を引き出すファシリテーションの技術をもち、地域の中核となる人材育成を図る。	障がい者相談支援アドバイザー等の指導的立場の相談支援専門員を対象に困難事例等に対するスーパービジョンの手法を身につけるとともに地域の相談支援専門員に対するスキルアップ研修等の指導者役(講師)や企画ができる人材を養成する。	基幹相談支援センターの役割を理解し、地域自立支援協議会を活性化させ、地域の相談支援を牽引することができる人材を育成する。基幹相談支援センターの先行事例等の情報共有を通じて取組みの活性化を図る。
位置づけ	法定(認定)研修	法定(更新)研修	任意研修	任意研修	任意研修(対象者限定)	任意研修(対象者限定)
実施主体	指定研修事業者	指定研修事業者	大阪府障がい者自立相談支援センター	大阪府障がい者自立相談支援センター	大阪府障がい者自立相談支援センター	大阪府障がい者自立相談支援センター
対象者	[5日課程] ①指定一般相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所において、相談支援専門員として従事しようとする者 ②指定障がい児相談支援事業所において、相談支援専門員として従事しようとする者 ③指定重度障がい者等包括支援事業所において、サービス提供責任者として従事しようとする者	以下の①と②の要件を満たすもの ①指定特定、一般、障がい児相談支援事業所において相談支援専門員、または指定重度障がい者等包括支援においてサービス提供責任者(以下、「指定特定相談支援事業所等において相談支援専門員等」という。)として従事している者(今後、相談支援専門員等として実務経験があり相談支援専門員等として従事予定者を含む) ②「相談支援従事者初任者研修5日課程」あるいは「障がい者ケアマネジメント従事者養成研修修了者で相談支援従事者初任者研修の1日課程」を修了した年度の翌年度を初年度として以降の5年度ごとの末日までに相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けようとする者	現に指定特定相談支援事業所等において相談支援専門員等として従事している者	相談支援従事者研修においてファシリテーターとして活躍している、または、今後活躍する予定の者。 ・市町村職員、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所等において相談支援専門員等として従事している者で、地域自立支援協議会などで中心的に活躍できる者。	相談支援従事者現任研修を修了済みであること。 ・現に指定特定相談支援事業所等において相談支援専門員等として従事している人(経験年数おおむね8年以上)。 ・上記の条件に合わせ、相談支援従事者研修の講師や演習リーダーの経験がある、または今後、講師や演習リーダーをする予定の人。 ・すでに他の相談支援専門員への指導を行っている、または今後指導を行う予定の人。 ・指導者養成・ファシリテーションコースを修了していることが望ましい。	・基幹相談支援センター職員(地域自立支援協議会担当市町村職員)
獲得目標	○障害者総合支援法や児童福祉法に基づく相談支援の基本姿勢、身体・知的・精神等の各障がいについて、権利擁護と虐待防止の視点等の障がい福祉に関する全般的な知識について理解する。 ○本人の想いに寄り添うサービス等利用計画がたてられるようになる。	○現任者については、障がい福祉に関する理念、一般的知識、支援の進め方等を一定獲得した上で、障がい児者支援全般において必要な専門的知識、技術の獲得をめざす。また、予定者については、今後相談支援専門員として従事した場合に即対応できる知識や技術の獲得をめざす。 ○サービス等利用計画の作成だけでなくとどまらず、個別課題から地域課題への分析法を理解し、地域課題の改善につなげる。 ○現在行っている自身の支援の在り方を振り返り、改善点など今後の目標設定を行う。	○障がい特性に応じた適切な支援を行うための最新かつ専門的知識を獲得する。 ○地域移行・地域定着支援など相談支援従事者研修事業実施要綱にて示されるテーマに応じた、福祉制度およびサービスの最新情報を知る。 ○上記の知識および技術を獲得した上で、本人のニーズに応じた支援を実行できる。	○地域自立支援協議会やサービス担当者会議の進行等に必要なファシリテーション技術を獲得する。 ○相談支援従事者初任者研修・現任研修の演習にてファシリテーターをする力量を身につける。	○相談支援専門員をスーパービジョンできる力を身につける。 ○地域で実施する研修や企画等のリーダーシップがとれる技量を身につける。 ○地域自立支援協議会等の場において、自身の相談支援の豊富な経験を踏まえ、障がい児者の生活支援の向上のためのビジョンを提案する。	○地域自立支援協議会において、地域の障がい者等の支援体制の強化を図るため、地域の関係機関等に対し改善・創意工夫や連携の充実等の働きかけができる。 ○地域の相談支援事業所の人材育成の支援(研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等)を担うことができる。
研修形式	[5日課程]講義3日間・演習2日間	講義1日間・演習2日間	講義と演習を内容によって適宜定めて実施事例報告を含むことが望ましい	講義・演習:3日間	講義・演習を年に5回程度実施	講義・演習:2日間程度
スキル獲得のためのチェックポイント	□ケアマネジメントの基本姿勢を獲得。 □利用者意向に基づく地域支援の理念を獲得。 □サービス等利用計画が作成できる。 □権利擁護と虐待防止の視点の獲得。 □関係機関との協議調整力の重要性を理解し、ファシリテーション技術の必要性を知る。 □地域自立支援協議会についての理解。	(予定者コース) 初任者研修に準ずる。  (現任者コース) □初任者研修におけるチェックポイントに基づいた支援についてブラッシュアップする。 □エンパワメントの視点にたつて本人の意思決定を支援するとともに、事業所内の相談支援専門員に助言できる。 □今までの自身の業務が権利擁護の視点にたつていかに振り返る。 □演習においてグループスーパービジョンを経験してスーパービジョンの必要性を理解するとともに、プレゼンテーション能力、調整能力の更なる向上をめざす。 □地域自立支援協議会を活用して、個別支援から抽出された地域課題の解決法を検討できる。	□障がい児者支援を行う上で必要な専門的知識(医療・法律等も含む)の獲得。 □専門的知識を要する障がいに対し、その障がい特性に応じたサービス等利用計画の作成ができる。	□相談支援専門員としてチームの力を引き出す「集団における問題解決の方法」「アイデア開発」「合意形成」等のファシリテーションについての基礎知識を獲得する。 □ファシリテーション技術の活用の仕方を身につける。	□専門職としての高度な知識や自己理解等を得し、自身の蓄積された経験を踏まえ、個人・グループスーパービジョンの具体的方法を構築する。 □困難事例への対応が可能であり、他の相談支援専門員にスーパービジョンができる。 □地域の課題を整理し、解決に向けたアイデアの提示ができる。 □抽出した地域課題に対応した研修の実施に向けて、市町村等が実施する研修企画等に参画できる。	□地域自立支援協議会での基幹相談支援センターの役割と、協議会の運営の方法、地域の関係機関とのネットワーク構築の工夫等について学ぶ。 □地域の相談支援専門員に対する小規模研修の企画力をつけ、実施する。
期待する役割	☆本人の想いに寄り添う相談支援専門員として従事する。	☆本人中心の支援計画の実現のため、チームアプローチをすすめ、ネットワークの構築ができる相談支援専門員として従事する。	☆専門的知識を習得して障がい特性や個性に応じたサービス等利用計画を作成することができる相談支援専門員となる。	☆地域を活性化させるため、地域自立支援協議会やサービス担当者会議等でファシリテーションの技術を使い活躍する。 ☆相談支援従事者初任者研修・現任研修のファシリテーターを行う。	☆障がい福祉施策の動向や蓄積された経験を踏まえ、他の相談支援専門員のスーパービジョンを行い、相談支援専門員の質の向上に努めるとともに、相談支援専門員のネットワーク構築の中心的な役割を担う。 ☆相談支援従事者初任者研修・現任研修の企画や講師として活躍する。 ☆市町村等が実施する研修の講師として活躍する。	☆相談支援事業所をはじめ関係機関との連携を図り、地域自立支援協議会を活性化させる。 ☆基幹相談支援センターとして、地域の相談支援体制の質の向上のため、人材育成をすすめる。

◆地域の相談支援・関係機関とのネットワーク(P.32 参照)



出典:大阪体育大学健康福祉学部健康福祉学科 大谷 悟教授 作成資料

## ◆参考資料

<目次>

### 1. 市町村等で実施する相談支援専門員を支えるための取り組み例

- (1) 堺市での取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 39
  - ① 平成 26 年度堺市相談支援実務者研修
    - ・実施要領兼企画書
    - ・タイムスケジュール
  
- (2) 岸和田市での取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 41
  - ① 相談支援事業所連絡会での取り組み内容
  - ② 計画相談支援に関する事業所説明会 寸劇シナリオ
  
- (3) 泉佐野市での取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 47
  - ① 泉佐野市・田尻町自立支援協議会ケアマネジメント部会年間計画と実践項目
  - ② 平成 26 年度ケアマネジメント部会 合同研修会 報告書
  - ③ サービス等利用計画（案）評価表、自己確認（共通）シート
  
- (4) 交野市での取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 56
  - ① 交野市障がい者自立支援協議会定例会 活動報告（平成 26 年度の取り組みテーマ）
  - ② 交野市介護支援専門員連絡会・交野市相談支援連絡会交流会  
プログラム、交流会資料
  
- (5) 大阪府相談支援従事者専門コース別研修での取り組み・・・・・・・・・・P. 59
  - ① 平成 26 年度 地域移行支援コース 演習
    - ・演習プログラム
    - ・演習事例の流れ
    - ・事前課題の案内



(1) 堺市での取組み

①平成 26 年度堺市相談支援実務者研修

平成26年度 相談支援実務者研修  
実施要領 兼 企画書

1. 目的	昨年度より施行された計画相談支援・地域相談支援を実施する指定特定・一般相談支援事業者に対し、その制度理解や相談の質を高めるための研修を実施することで、事業者の質の向上を図るもの。
2. 日時及び場所	1日目：平成27年2月23日（月）13：30～17：00 2日目：平成27年3月16日（月）9：30～12：00 堺市役所本館地下1階 多目的室
3. 内容	<p>【1日目】</p> <p>(1)アイスブレイク【担当 障害施策推進課】 ※2人1組で自己紹介。リフレーミングを使って他者に紹介。</p> <p>(2)相談支援の制度説明【担当 障害施策推進課】 ・請求までの流れと、今後の計画相談の進め方について</p> <p>(3)演習【担当 障害施策推進課、プール学院大学 武藤准教授】 ・知的障がいのある女性の事例を読んで計画案を提示 ・すでに形骸化している計画案をどう発展させるかを考える ・個人ワークのあと、グループワーク（1グループ5～6人） ※グループワーク用のまとめ用紙を準備 ※あいさつ5分 (1)を20分、(2)を30分、休憩10分、 先生から(3)の演習の事前説明を10分程度、 (3)のケース読み上げと計画案説明20分、 (3)の訪問例ロールプレイ10分、(3)のグループワーク30分、 休憩5分、(3)のまとめ20分程度、(3)の発表30分程度、講評20分 ＝ 計3時間30分</p> <p>【2日目】</p> <p>(1)演習【担当 障害施策推進課、プール学院大学 武藤准教授】 ・先生から演習の事前説明を15分。各グループで個人作成してきた案を発表、計画相談様式1-1を作成する。週間計画表1-2を模造紙に記入。75分。 ・壁面に模造紙を張り出し、各グループ5分で発表。グループ毎に先生から講評。45分。</p> <p>(2)今回の研修全般を通しての講評【担当 プール学院大学 武藤准教授】 ・作成したものをどう生かすか</p> <p>(3)各グループによる意見交換会</p>
4. 対象者	市内指定相談支援事業者（障害者基幹相談支援センターを含む） ※事業者（各1名で30～40）＋基幹C（各1名で8名） ＋各区役所（各区2名で14名）＝最大60名程度を想定
5. 実施体制等	【担当】 障害施策推進課（相談支援係） 【準備】 資料、アンケート、マイク等 講師：プール学院大学 武藤准教授 司会：障害施策推進課（相談支援係）
6. 備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス等利用計画の重要性が高まってきた中、相談支援専門員の質的確保が急務である。特に、障害者相談の経験年数が浅い職員については、現場で学習するだけでなく、現在の自分の支援手法を改めて自己評価し、見聞を深める機会が必要である。</li> <li>本研修は、障害者相談経験が1年目～4年目の職員を対象とし、すべて受講を終えた際には、修了証を交付する予定である。</li> </ul>

平成26年度 相談支援実務者研修タイムテーブル

(1日目)

時間	内容	配布資料・目的等	担当
13:30	あいさつ		
13:35	アイスブレイク		障害施策推進課
14:00	制度説明		障害施策推進課
14:35	休憩	机移動	
14:45	研修目的	モニタリングの必要性とニーズ把握	武藤准教授
14:55	ケース説明	① 事例A4 ②申請者現状基本情報 別紙1 ③現在の生活 ④訪問票 3枚 ⑤サービス等利用計画案 1-1 ⑥週間計画表 1-2 ⑦サービス等利用計画 2-1 ⑧週間計画表 2-2	障害施策推進課
15:15	モニタリング訪問ロールプレイ	1か月後モニタリング報告書 ⑨3-1 ⑩3-2 1年後 モニタリング報告書 ⑪3-1 ⑫3-2	障害施策推進課
15:25	グループワーク	モニタリングを見てどう感じたか 何が必要か	
15:45	休憩		
15:55	発表	3分×6G	各グループ
16:15	モニタリング訪問ロールプレイ	発表に基づいたモニタリング	障害施策推進課
16:35	個人ワークとグループワーク	白紙モニタリング報告書 ⑬3-1 ⑭3-2に記入 常時質問を受付 グループでの話し合い	
16:50	講評		武藤准教授
17:00			

次回課題 モニタリングのうえで計画相談を考えてくる  
計画相談(2-1)と週間計画表(2-2)

(2日目) モニタリングのうえで計画相談を作成する  
週間計画表(1-2)

時間	内容	配布資料・目的等	担当
9:30	あいさつ	模造紙・新聞紙・太マジック	障害施策推進課
9:35	研修目的	モニタリングと計画相談との関連性	武藤准教授
9:45	案作成	計画相談様式1-2(週間計画表)を作成 1時間を目途として、追加で15分余裕を見る  時間内にできれば、交流時間を増やす	
10:40		(予備：作成時間)	
10:55	発表	各グループ5分×6 新たなサービスの評価時についても発表してもらう  発表終了後モニタリング・計画案の配布 アンケート配布	
11:25	講評	今回の研修全般にわたって	武藤准教授
11:40	意見交換会 アンケート記入	グループ内において行う	
11:55	あいさつ 修了書授与	修了書授与	
12:00	準備物	模造紙・マジック・配布資料4枚・アンケート用紙・名札・駐車券	

(2) 岸和田市での取組み

①相談支援事業所連絡会での取組み内容

## 相談支援部会報告書(26年4月～27年6月)

開催日時・場所	出席者
2014年度～2015年度 研修(偶数月): 4/18、6/13、8/7、10/16、12/18、2/19 4/16、6/18 部会(奇数月): 5/22、7/17、9/11、11/13、1/15、3/12 5/14、7/23 場所: 岸和田市立中央公民館など	市障害者支援課 市児童育成課 市保育課 市内指定特定相談支援事業所

会議内容
<p>&lt;研修会&gt;</p> <p>①4月8日 岸和田市独自書式検討 パート1(計画案/計画)</p> <p>②6月13日 岸和田市独自書式検討 パート2(モニタリング)</p> <p>③8月7日 障害児支援について(療育過程、発達相談、社会資源についてなど) 担当: 児童育成課</p> <p>④10月16日 精神障がいについての基礎知識 担当: 委託相談支援事業所(精神) 計画相談支援及び障害児通所支援計画のモニタリング請求について(岸和田市より)</p> <p>⑤12月18日 計画相談参考事例(3事例: 身体障害者/知的+精神障害者/児童) 担当: 障害者支援課 次年度更新について(セルフプラン含む) 終末月の継続サービス支援請求に関する進捗状況について</p> <p>⑥2月19日 介護保険併用の場合の疑問点等について 障害児から障害者へ切り替わる際の取り扱いについて 終末月の継続サービス支援請求に関する進捗状況について</p> <p>①4月16日(2015年度) 平成27年度からの変更点について/終末月の継続サービス支援請求について</p> <p>②6月18日 地域移行支援とは 報告: 委託相談支援事業所(精神)、指定相談支援事業所(身体)</p> <p>&lt;部会&gt; 情報交換なども含む</p> <p>①5月22日 自立支援協議会とは/委託相談支援事業所の役割について 相談支援部会の役割分担について(書記・司会)</p> <p>②7月17日 児童部局サービスおよび障害福祉サービス利用者の書類提出について 基幹相談支援センター設置進捗状況</p> <p>③9月17日 岸和田市独自書式の改訂について/新規事業所(児童・就労)の紹介など</p> <p>④11月13日 計画相談書類の提出についての確認/終末月モニタリング・更新計画について 今年度支援学校卒業生に関する計画作成について</p> <p>⑤1月15日 難病対象者疾病の拡大について/ケアプラン(介護保険)との併用についてなど</p> <p>⑥3月12日 児童部局合同セルフプランについて/1年間の振り返り</p> <p>①5月14日(2015年度) 終期月の継続サービス支援費請求についてなど</p>

## ②計画相談支援に関する事業所説明会 寸劇シナリオ

<登場人物>

次郎さん	ナレーション (ナレ)
市役所	
相談支援専門員(相談員)	回想シーン スーパー店員
グループホーム (GH) サービス管理責任者 (サビ管)	回想シーン ガイドヘルパー
就労継続支援B型事業所 (就 B)	回想シーン ルームメイト
移動支援事業所	

<1 はじまり>

ナレ：入所施設からグループホームへ移行して1ヶ月ほどたった次郎さん。グループホームに市役所からの郵便物が届きました。

GH：「利用計画の作成って書類が届いたたんですが、どうしたらいいですか？」

市役所：「特定相談事業所一覧も同封していますので、その中で選んで依頼してください。」

<2 計画相談支援へのつなぎ>

GH：TEL「というわけで、計画作成をお願いしたいのですが…」

相談員：「わかりました。では、本人さんとも面談させていただきたいので、訪問の日程調整をさせてもらえますか？」

ナレ：ということで、訪問日を設定し、後日計画作成のためにグループホームに行くことになりました。

<3 計画案作成>

ナレ：グループホームのサビ管さんに立ち会ってもらいながら、相談支援専門員が次郎さんの計画案を作成しています。

相談員と次郎さん：(次郎さんと会話…静かにうなづく次郎さん…計画に関しては関心がない様子。)

ナレ：ということで、サービス等利用計画(案)の書類ができました。(※計画案他提示)

<4 サービス担当者会議>

ナレ：受給者証の更新も済み、決定したサービス種類等に沿って、サービス担当者会議を開いています。

GH：「土日はホーム全体の行動に合わせて散歩やレクをして過ごしています。入所施設からの引き継ぎでは自室でゆっくり過ごすのも好きだと聞いているので、無理には誘っていないがほとんど参加していますよ。」

就 B：「うちは内職グループとパンの製造・販売グループに分かれています、次郎さんに

は内職グループに参加してもらっています。内職の内容はタオルたたみやダイレクトメールの封筒詰めなどです。ところで、

☆就 **B** 事業所：「そもそも“個別支援計画”を作成して支援をすすめているし、大きな問題行動のない次郎さんについてサービス担当者会議を開く意味があるんですか？」

☆GH：「この計画って、うちのホームに暮らしている **A** さんとほとんど同じ計画やわ！次郎さんも **A** さんもまったく違う人なのになあ…。」

ナレ：そうはいつでも両事業所とも『全体の中でスムーズに過ごせている次郎さん』なので、支援の方向としても案と特に変えなくて大丈夫という雰囲気が進んでいきます。（※計画提示）

※みんな悩んでいるそぶり ※吹き出しプレート…本人のための計画って…

相談員「それでは、**2**本の柱を中心に、次回モニタリングの時期には、サービスの利用状況の確認もさせていただきますが、あらためて次郎さんの好きなことや、やりたいことを聞き取ってみますね。」

#### < 5 半年後のモニタリング >

ナレ：「半年経過しました。相談員がモニタリングの手続きをしています。」

相談員：（TELにて就 **B** へ聞き取り）

就 **B**：「はい。タオルたたみのときはうろうろしていることも多いです。ダイレクトメールの封筒詰めはニコニコして作業に参加しています。“作業内容によって次郎さんの集中力が変わる”という印象です。でも、声かけで自分の場所に戻れるので、特に大きな問題とは思っていません。むしろ慣れてきた証拠かな、ともとらえています。」

ナレ：次に、本人面談にあわせてグループホームからも状況を確認しています。

相談員：（訪問にてモニタリングと面談）

GH：「たまにイライラした様子もあります。眉間にしわを寄せて椅子にドシンと勢いよく座ったり…。作業所でなにか気に入らない事でもあったんでしょうか？本人に聞いても首を振るばかりで…。」

相談員：「作業の満足感が原因かもしれませんね。集中できる作業とそうでない作業があるそうです。イライラしているときはどんな対応をしていますか？」

GH：「テレビをつけて一緒に見たり、週末に予定している外出先の話をして楽しい雰囲気をつくるようにしています。ホントは外の空気にあたれるように少し散歩もしたいのですが、体制上難しくて…」

相談員：「では、ガイドヘルパーさんを利用して夕方の散歩を取り入れるなどしてもいいかも知れませんね。」

**GH**：「同居の **A** さんが土日のガイドヘルパーを利用するようになって、**A** さんはとても楽しみにしています。次郎さんは、毎回違う人が **A** さんのもとにやってくる様子を見て興味がある様子だし、平日夕方以外にも、土日のどこかでガイドヘルパーと外出できるようになったらいいとおもいます。」

相談員：「では、次郎さんに提案してみます。」

#### < 6 次郎さんと面談 >

相談員：「次郎さん、お久しぶりです。相談員の〇〇です。（入所施設名）から（グループホーム名）に来てしばらく経ちましたが、もう慣れましたか？」

次郎さん：（ゆっくりうなづく）

相談員：「（就 **B** 事業所名）での作業はどうですか？たのしい・たのしくない？がんばっている・がんばっていない？」

次郎さん：（ゆっくりうなづく）

**GH**：「あのう…」うなづくだけの次郎さんに代わって生活の様子を伝えようとして、相談員に対し話しかけようとする様子

相談員：（**GH** スタッフの説明を遮り、次郎さんの返答を引き続き待つ）

次郎さん：しばらくして 「…頑張ってます。」

相談員：「がんばっているんですね。作業はタオルが好きですか？ダイレクトメールが好きですか？」（しばらく時間をおいて）「タオル？」

次郎さん：（苦手そうな表情で首をかしげる）

相談員：「ダイレクトメール？」

次郎さん：（すかさずウンウンと何度もうなづく）

相談員：「そうですか。」※メモを取り、モニタリングに記録。

「質問、変えますね。ホームに帰ってきてからはテレビも良く見ているそうですが、テレビは好きですか？どんな番組が好きなんですか？」

（しばらく時間をおいて）「クイズ…、サスペンス…、お笑い…、アニメ…、ニュース、旅行番組…、料理番組…、野球…、大相撲…、サッカー…、」

次郎さん：「魚…」

相談員：「魚…ですか？“〇〇紀行（番組名）”とか、“□□□（番組名）”かな？料理の番組とか旅番組かな？“△△（番組名）”とか…」

次郎さん：（しずかにうなづく）

相談員：（戸惑いつつ）「テレビも好き。魚の番組が好き。って書いておきますね。」

次郎さん：（しずかにうなづく）

相談員：「それから、**A** さんみたいに、“ヘルパーさんとお出かけできたらいいな”って思い



ませんか？気分転換にもなるし。行きたいところはありませんか？」

次郎さん：（苦手そうな表情で首をかしげつつ、ウンウンと何度もうなづく）

ナレ：こうして面談を経て、モニタリング資料の作成をしました（※半年後モニタリング提示）。サービスの追加・週間計画表案の変更があったので、書類にも記載されています。（※計画に移動支援の追加）

< 7 翌月、就 **B** 事業所と **TEL** をしている場面。 > ※回想シーンを入れつつ演出

ナレ：さて、移動支援を追加したことで、次郎さんの生活はどのようになったのでしょうか？次の月に相談員から状況確認の電話をしています。

就 **B**：「魚の番組が好きだと資料に書いてあったので、納品の帰りにちょっと寄り道をして漁港に行ってきたんです。そしたら、次郎さんとっても懐かしそうな、嬉しそうな表情で過ごしていましたよ。」

※相談員の横で、就 **B**、次郎さん遠くをみている様子

（漁港の回想シーン）

ナレ：次に、移動支援の事業所に電話しています。

移動支援事業所：「平日夕方は近くのスーパーまで買いものに行くか、近所の散歩をするかを選んでもらっています。一度スーパーの店員さんに声かけられていましたよ。昔、お父さんとくらしていた頃に会っていたらしくて“とうちゃん、元気してるか？”って聞かれていました。」

※相談員の横で ガイヘルパーと次郎さん、店員さんから声をかけられている様子

（スーパーへの買い物の回想シーン）

ナレ：次にグループホームに電話しています。

**GH**：「作業所も移動支援もスムーズに利用できていますよ。給料日にお造りを買ってきて夕飯に一品増やすことができました。“魚の番組が好き”ってことではなくて、魚そのものが好きってことだったのかもしれないね。」

※相談員の横で、**GH** と次郎さん、ルームメイトと夕食を囲んでいる様子

（夕食にお造りの回想シーン）

相談員：「生活に次郎さんらしさが出てきているようですね。これからも支援よろしく願いします。」

(ナレーション) 背景の確認

ナレ：ここで、基本情報を参照してください。“入所に至る経過は、急な父の死。ほかに頼る人がいなかった次郎さんは、急遽ショートステイから入所となっていた。”と記載されています。相談員が入所施設に確認してみると、お父さんは漁師さんだったらしい、ということも聞くことができました。

漁師だったお父さんに連れられて、次郎さんも魚に触れる機会が多かったのかもしれない。スーパーの店員さんも仕入れのつながりなどで面識があったのかもしれない。

< 8 一年後の更新 >

ナレ：一年後の更新の時期がきて、相談員が計画案を作成しています。(※サービス等利用計画計画案の1年後提示) 次郎さんらしさが見えてくる計画に変化していると思います。



ナレ：以上でサービス等利用計画の流れや連携、役割を説明するお芝居を終わらせてもらいます。

(3) 泉佐野市での取組み

①泉佐野市・田尻町自立支援協議会ケアマネジメント部会年間計画と実践項目

平成26年度ケアマネジメント部会年間計画と実践項目

計画	(現任者向け) 部会	(初任者向け) 部会	確認、報告事項
4月 中旬 下旬	<p>〈部会準備〉</p> <p>※サービス等利用計画実態把握</p> <p>1. 聞き取り項目、内容確認の準備(実行)</p> <p>2. 聞き取り(行政職員)</p> <p>3. 計画担当者聞き取り</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局会議</li> <li>相談件数確認</li> <li>計画相談数確認</li> <li>事務局会議報告</li> </ul>
5月 中旬 下旬	<p>〈4月に引き続き実態把握〉</p> <p>※現状と課題を確認整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス等利用計画チェックシート(案)作成</li> <li>ケアマネジメント部会の対象者の確認と研修内容の打ち合わせ</li> </ul>	<p>※初任者向けに研修を企画する。</p>	<p>※状況を整理/課題を可視化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府障がい者相談支援アドバイザーからのSV</li> <li>大谷先生からのSV</li> </ul>
6月 中旬	<p>7月のケアマネ部会に向けて資料作成等準備。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月のスケジュール(案)作成</li> <li>アンケート作成(内容検討)</li> </ul>	<p>※大阪府/相談支援従事者研修(7名)</p> <p>9月18日に研修終了後</p>	<p>事務局会議にて、5ピクチャーズ提出確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日程調整</li> <li>参加対象者に案内</li> </ul>
7月 下旬予定	<p>【第1回ケアマネ部会】</p> <p>目的: 現任者のスキルアップ</p> <p>内容①計画相談の現状と課題(行政から)</p> <p>②基幹の役割と部会目的・年間スケジュール案内等</p>	<p>(案) 初任者研修に必要なモデルケースの対象者をピックアップ(相談に応じて対応)</p>	<p>進捗状況の報告</p> <p>参加者: 計画作成者 行政職員</p> <p>※アンケート内容の確認</p>

計画	(現任者向け) 部会	(初任者向け) 部会	確認、報告事項
8月 下旬予定	【第2回ケアマネ部会】 目的：現任者のスキルアップ 内容①サービス等利用計画の現状と課題 (自己分析シート)を活用(お試し)	8月21日初任者研修 5日間研修 	進捗状況の確認 報告 ※セルフチェックを各自で記入 (9月部会で確認)
9月 下旬予定	【第3回ケアマネ部会】 目的：現状の確認 内容①社会資源の活用法	 研修終了	※計画を立て易い機能 (アウトリーチ)
10月 講師都合	【第4回ケアマネ部会・初任者研修合同部会】 テーマ：相談支援専門員の役割 (仮)		※大谷先生(予定) ※事例の選別
11月 講師都合	【第5回ケアマネ部会・初任者研修合同部会】 テーマ：サービス等利用計画と個別支援計画 (仮) 内容 ①講義 ②勉強会(事例から学ぶ)		※大阪府障がい者相談支援アドバイザー (予定)
12月	【第6回ケアマネ部会】 内容：スキルアップ研修 ～事例を基に～	個々に対応 目的：計画相談のバックアップ	※事例から共有する社会資源や共通する課題を持ち寄る。
1月 下旬予定	【第7回ケアマネ部会】 内容：スキルアップ研修	個々に対応 目的：計画相談のバックアップ	※課題共有 ※27年度に向けて課題の整理
2月 下旬予定	【第8回ケアマネ部会】 内容：スキルアップ研修	個々に対応 目的：計画相談のバックアップ	※課題共有 ※27年度の課題と報告
3月	【第9回ケアマネ部会】 内容：振り返り 個々に対応：4月以降の動向 目的：計画相談のバックアップ		※アンケート内容の結果報告

## ②平成 26 年度ケアマネジメント部会 合同研修会 報告書

### 平成26年度 第4回 ケアマネジメント部会・初任者合同研修会 報告書

1. 日 時 : 平成26年10月3日(金)午後1時～午後3時
2. 場 所 : 泉佐野市社会福祉協議会 2階研修室
3. テーマ : 相談支援専門員の役割 ～本人中心支援～
4. 講 師 : 大阪体育大学健康福祉学部 大谷 悟 教授
5. 参加者 : 相談支援専門員現任者(7名)・初任者研修修了者(5名)・行政(2名)・基幹(4名)

#### 6. 当日内容

##### ○基幹相談支援センター職員紹介

##### ①研修会の目的について

泉佐野市・田尻町におけるサービス等利用計画の流れの説明。

計画推進に向け、相談支援専門員の初任者・現任者の交流・サービス等利用計画作成の視点共有のため研修。

【相談支援とは、さまざまな視点をもって、本人を中心に、家族、支援者、行政等とネットワークを構築しながら行う支援。相談支援専門員の役割とは、障がい者に寄り添いながらネットワークのコーディネートや個別支援から地域づくりへ課題解決に向けて取り組むこと等。大阪府相談支援ハンドブックより】

##### ②本人中心支援 事例検討 グループワーク【大谷教授】

##### ○グループ(別紙)ごとに参加者自己紹介、司会・記録・発表・タイムキーパー決め

##### ○精神科病院から地域移行の事例紹介

- ・事例概要、アセスメントシート、基本情報の配布、各自事例資料読み
- ・グループでエコマップ作成
- ・個別でミスポジションモデル(5ピクチャーズ)の作成
- ・グループでミスポジションモデル(5ピクチャーズ)の作成
- ・グループ発表
- ・ミスポジションモデル(5ピクチャーズ)からサービス等利用計画(案)への考え方説明  
先生より事例のミスポジションモデル、サービス等利用計画(案)の例示配布、確認

##### ○泉佐野市・田尻町のサービス等利用計画(案)提出書類の確認

##### ○次回案内

ケアマネジメント部会・事業所連絡会合同研修会

11月28日(金)14時～16時 たじりふれ愛センター4階研修室

「サービス等利用計画と個別支援計画との整合性」

ケアマネジメント部会(会議形式)は12月2日(火)10時～11時30分

平成26年度泉佐野市・田尻町自立支援協議会ケアマネジメント部会・事業所連絡会合同研修会 報告書

1. 日 時 : 平成26年11月28日(金)午後2時～午後4時
2. 場 所 : たじりふれ愛センター 4階研修室
3. テーマ : サービス等利用計画と個別支援計画との整合性について  
～相談支援事業所とサービス提供事業所の関係性～
4. 講 師 : 1部(全体) 大阪府障がい者相談支援アドバイザー  
2部(事業所対象)大阪府障がい者相談支援アドバイザー  
(相談支援対象)大阪府障がい者相談支援アドバイザー
5. 参加者 : 1部34名 2部:事業所・13名 相談・15名

6. 当日内容

○1部:本人の想いに寄り添う相談支援 サービス等利用計画について

- ・サービス等利用計画の制度説明
- ・障がい者ケアマネジメントについて
- ・寄り添う支援について
- ・本人中心支援(5ピクチャーズ)
- ・サービス等利用計画と個別支援計画の関係について

○2部:本人中心の支援に向けて

参加者:事業所13名+基幹(2名)

- ・事前アンケート結果から見えてきたもの
- ・問題行動等事業所内で対応に苦慮しているケースについて
- ・地域でのネットワークアプローチ
- ・単独の事業所のみで課題を抱えている事例について事業所より紹介  
(問題行動への対応、家族と事業所の支援方針に相違がある場合の対応等)

○2部:相談支援専門員の意見交換

参加者:相談支援専門員現任者(5名)、初任者研修修了者(6名)、行政(1名)、基幹(3名)

- ・サービス等利用計画の現状(国、大阪府内、市)
- ・相談支援専門員の役割
- ・初任者研修修了者の不安なこと(対象者6名)

現任者より→立ち上げ時は不安だったこと。これまで事業所間で教えあって積み重ねてきたので、わからないことがあれば、お互い協力していきたい。

アドバイザーより→相談支援専門員同士コミュニケーションを図り、協力することで泉佐野市・田尻町全体の相談支援専門員の質を高めることにつながっていくだろう。

【配布資料】

- ・本人の想いに寄り添う相談支援 サービス等利用計画について(全体研修資料)
- ・本人中心の支援に向けて(事業所向け研修資料)
- ・事業所向け事前アンケート結果(事業所向け研修資料)
- ・第3回ケアマネジメント部会アンケート一部抜粋(相談支援向け資料)
- ・わ∞ねっとフェア2014ストア&ギャラリー案内チラシ



③サービス等利用計画（案）評価表、自己確認（共通）シート

サービス等利用計画(案) 評価表		利用者【 初回受付日【 / / 】 市への最終提出日【 / / 】】 担当者（ ）
評価した項目		
記入	<p>【基本情報】【現在の生活】</p> <p><input type="checkbox"/>概要（相談に至る経緯・支援内容・本人の状況・課題等） <input type="checkbox"/>家族構成、社会関係図、生活歴、医療の状況に関して <input type="checkbox"/>本人の主訴、家族の主訴の把握</p> <p><input type="checkbox"/>計立案・週間計面表との比較（ニーズの把握・サービスの整合性等）</p> <p>【計立案】【週間計面表】</p> <p><input type="checkbox"/>エンパワメントの視点（本人の思いや希望の尊重：*①～④⑥①-1/ストレングスへの着眼：⑤⑥） * / の数字⇒自己確認シートの確認欄と同じ</p> <p><input type="checkbox"/>アドボカシーの視点（本人の同意が確認できる：⑥・本人にわかりやすい内容） <input type="checkbox"/>トータルな生活支援の視点（①～④⑥）</p> <p><input type="checkbox"/>関係機関の連携・チームによる支援（⑥） <input type="checkbox"/>サービス等調整会議での情報共有や注意点の確認（①～④⑥）</p> <p><input type="checkbox"/>ニーズの把握（①②③④⑤⑥①-1, 6） <input type="checkbox"/>中立・公平性（⑥-4, 6）</p> <p><input type="checkbox"/>モニタリング期間の妥当性 <input type="checkbox"/>サービスの質の向上（①②⑥）</p> <p><input type="checkbox"/>モニタリング期間の妥当性 <input type="checkbox"/>サービスの質の向上（①②⑥）</p>	<p>&lt;相談支援員からのコメント・追加情報&gt;</p> <p>&lt;基幹コメント・備考&gt;</p>
記入	<p>【基本情報】【現在の生活】</p> <p><input type="checkbox"/>概要（相談に至る経緯・支援内容・本人の状況・課題等） <input type="checkbox"/>家族構成、社会関係図、生活歴、医療の状況に関して <input type="checkbox"/>本人の主訴、家族の主訴の把握</p> <p><input type="checkbox"/>計立案・週間計面表との比較（ニーズの把握・サービスの整合性等）</p> <p>【計立案】【週間計面表】</p> <p><input type="checkbox"/>エンパワメントの視点（本人の思いや希望の尊重：*①～④⑥①-1/ストレングスへの着眼：⑤⑥） * / の数字⇒自己確認シートの確認欄と同じ</p> <p><input type="checkbox"/>アドボカシーの視点（本人の同意が確認できる：⑥・本人にわかりやすい内容） <input type="checkbox"/>トータルな生活支援の視点（①～④⑥）</p> <p><input type="checkbox"/>関係機関の連携・チームによる支援（⑥） <input type="checkbox"/>サービス等調整会議での情報共有や注意点の確認（①～④⑥）</p> <p><input type="checkbox"/>ニーズの把握（①②③④⑤⑥①-1, 6） <input type="checkbox"/>中立・公平性（⑥-4, 6）</p> <p><input type="checkbox"/>モニタリング期間の妥当性 <input type="checkbox"/>サービスの質の向上（①②⑥）</p>	<p>&lt;相談支援員からのコメント・追加情報&gt;</p> <p>&lt;基幹コメント・備考&gt;</p>

## サービス等利用計画（案）（様式1-1）自己確認（共通）シート

確認実施日時： 年 月 日（曜日）

利用者名（ ） 確認者名（ ）

項目	確認する内容	確認欄
<b>本人（基本）情報</b>	氏名、障害支援区分、受給者証番号間違いや見落としはありませんか。	
<b>希望する生活</b>	「〇〇がしたい」「〇〇な生活したい」という本人の思いや、本人が希望する生活の全体像が記載されていますか。	
<b>総合的な援助方針</b>	障害福祉サービスの種別（ヘルパー・家事援助）等の記載のみになっていませんか。 (本人の目指す生活が具体的に記載されていますか)	
<b>長期目標</b>	『希望する生活』の内容と一致し、それを実現するための目標となっていますか。 (半年から1年をめぐりに目標を立てていますか)	
<b>短期目標</b>	『長期目標』に近づくための目標です。 実現可能な目標（3か月～6か月程度で達成見込み）になっていますか。	
<b>優先順位</b>	本人の意欲や元気を引き出すものです。 生活改善や支援の順序に沿った順位で1から順番に記載されていきますか。	
<b>本人のニーズ</b>	本人の思いや、希望を確認できる表現ですか。 (福祉サービス種別の列記になっていませんか。)	
<b>支援目標</b>	「本人の思いや、希望（本人のニーズ）」を、相談支援専門員や支援にかかわる側の目標となっていますか。(福祉サービス種別の列記になっていませんか。)	
<b>達成時期</b>	達成可能な年月でしょうか。 (達成可能な目標かどうか。また、無理のない達成時期なのか？本人（家族）と確認しましたか。)	
<b>福祉サービス等</b>	本人にとって適切なサービスが組み込まれ、情報提供は充分ですか？ (サービス提供事業所は複数利用されていますか) 地域の社会資源（例：外出先・地域の委員・話し相手等）も必要に応じて活用できますか。	( ) 事業所
<b>本人の役割</b>	<b>(本人や（家族）が確認する書類です。)</b> 本人の役割や、取りくむ内容は解りやすく表現できていますか。 「〇〇できない。」「〇〇だから無理である。」等の否定的な表現で記載していませんか。	
<b>モニタリング期間 評価時期</b>	<b>【支給決定後に行う支援です】</b> 設定期間は適切でしょうか。	
<b>その他留意事項</b>	連絡事項（関係機関や家族からの調整事）などの記載はありますか。	
<b>エンパワメント・本人の強み 中立・公平の視点</b>	本人の現在できていること、思いや希望が解りやすく表現されていますか。	
<b>アドボガシー・本人の思い 中立・公平の視点</b>	本人に分かりやすい内容でしょうか。 本人（家族）の同意（意志表示）を確認しましたか。	

# サービス等利用計画

## 自己確認（セルフチェック）シートについて

### 【目的】

平成24年4月からすべての障害福祉サービス利用について「サービス等利用計画」の作成が必要となりました。

「サービス等利用計画」は障害児者が望む生活を実現するための必要なサービスや、さまざまな地域資源を組み合わせて活用し、支援チームによって支えられ安心した地域生活が可能となることを目指します。

サービス等利用計画は、本人支援のための中心的な総合計画（トータルプラン）です。

### 【サービス等利用計画作成のポイント】

- ☺ エンパワメントの視点が入っているか
- ☺ アドボカシーの視点が入っているか
- ☺ トータルな生活を支援する計画となっているか
- ☺ 連携・チーム計画となっているか
- ☺ サービス等調整会議が開催されているか
- ☺ ニーズに基づいた計画となっているか
- ☺ 中立・公平な計画となっているか
- ☺ 生活の質を向上させる計画となっているか

サービス等利用計画評価サポートブック（評価チェックシート内容）参照

### 【目標】

Plan⇒Do⇒Check⇒Action のサイクルにのせる。

### 【効果】

- ① 「本人中心支援」の観点でサービス等利用計画が作成できる。
- ② サービス等利用計画自体の内容もモニタリングを含むサイクルにより改善される。
- ③ 専門員が抱える課題が共有化（個人情報保護に考慮）できる。
- ④ 「本人中心支援」に近づく目標が達成され本人の満足度（アウトカム）があがる。
- ⑤ 相談支援専門員の質が確保される。

〈基幹の目的〉 回答整理、分析：相談支援専門員が抱える課題の可視化と課題に対する支援システムを構築する

## サービス等利用計画（案）（様式1-1）自己確認（共通）シート

確認実施日時： 年 月 日（曜日） 時

利用者名（ ） 確認者名（ ）

確認欄	項目	確認する内容	確認欄
	<b>本人（基本）情報</b>	氏名、障害支援区分、受給者証番号間違いや見落としはありませんか。	
①	<b>希望する生活</b>	「〇〇がしたい」「〇〇な生活したい」という本人の思いや、本人が希望する生活の全体像が記載されていますか。	
②	<b>総合的な援助方針</b>	障害福祉サービスの種別（ヘルパー・家事援助）等の記載のみになっていませんか。 (本人の目指す生活が具体的に記載されていますか)	
③	<b>長期目標</b>	『希望する生活』の内容と一致し、それを実現するための目標となっていますか。 (半年から1年をめどに目標を立てていますか)	
④	<b>短期目標</b>	『長期目標』に近づくための目標です。 実現可能な目標（3か月～6か月程度で達成見込み）になっていますか。	
⑤	<b>優先順位</b>	本人の意欲や元気を引き出すものです。 生活改善や支援の順序に沿った順位で1から順番に記載されていますか。	
⑥-1	<b>本人のニーズ</b>	本人の思いや、希望を確認できる表現ですか。 (福祉サービス種別の列記になっていませんか。)	
⑥-2	<b>支援目標</b>	「本人の思いや、希望（本人のニーズ）」を、相談支援専門員や支援にかかわる側の目標となっていますか。(福祉サービス種別の列記になっていませんか。)	
⑥-3	<b>達成時期</b>	達成可能な年月でしょうか。 (達成可能な目標かどうか。また、無理のない達成時期なのか？本人（家族）と確認しましたか。)	
⑥-4 ( ) 事業所	<b>福祉サービス等</b>	本人にとって適切なサービスが組み込まれ、情報提供は充分ですか？ (サービス提供事業所は複数利用されていますか) 地域の社会資源（例：外出先・地域の委員・話し相手等）も必要に応じて活用できますか。	
⑥-5	<b>本人の役割</b>	(本人や（家族）が確認する書類です。) 本人の役割や、取りくむ内容は解りやすく表現できていますか。 「〇〇できない。」「〇〇だから無理である。」等の否定的な表現で記載していませんか。	
⑥-6	<b>モニタリング期間 評価時期</b>	【支給決定後に行う支援です】 設定期間は適切でしょうか。	
⑥-7	<b>その他留意事項</b>	連絡事項（関係機関や家族からの確認）などの記載はありますか。	
⑥	<b>エンパワメント・本人 の強み 中立・公平の視点</b>	本人の現在できていること、思いや希望が解りやすく表現されていますか。	
⑥	<b>アドボガシー・本人の 思い 中立・公平の視点</b>	本人に分かりやすい内容でしょうか。 本人（家族）の同意（意志表示）を確認しましたか。	



サービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案

利用者氏名	障害支援区分	相談支援事業者名					
障害種別サービス受給者証番号		計画作成担当者					
地域相談支援受給者証番号							
計画案作成日	モニタリング期間(開始年月)	利用者同意署名欄					
⑤-6							
希望する生活	利用者: 家族:						
総合的な援助の方針							
長期目標							
短期目標							
優先順位	本人のニーズ	支援目標	達成時期	福祉サービス等 種類・内容・量(頻度・時間)	本人の役割	評価 時期	その他留意事項
1	⑤-1	⑥-2	⑥-3	⑥-4	⑥-5	⑥-6	⑥-7
2							
3							
4							
5							
6							

⑥  
サービス等利用計画案全般

「厚生労働省サービス等利用計画・障害児支援利用計画等様式例」を一部改定

(4) 交野市での取組み

①交野市障がい者自立支援協議会定例会 活動報告（平成26年度の取組みテーマ）

平成26年度 定例会 活動報告

回	日にち	内容	人数	備考
1	平成26年 4月15日	①新年度顔合わせ ②自立支援協議会新体制の説明 ③グループワーク「定例会で取り上げてほしいこと」	38名	
2	平成26年 5月20日	①「交野市障がい福祉計画等策定に関するワークショップ」 株式会社（総合研究所）	28名	
3	平成26年 6月17日	①事例検討会「家族全体への支援が必要な家庭について」 委託相談支援事業所	25名	事例検討
4	平成26年 7月15日	①性に関する教育について 交野女子学院の実践から学ぶこと 女子少年院 法務教官	25名	
5	平成26年 8月19日	①療育について ②市内児童関連事業所の紹介 市内の児童発達支援事業所職員	33名	
6	平成26年 9月16日	①交野市における子育て支援について 交野市子育て支援課 交野市健康増進課	25名	
7	平成26年 10月21日	①権利擁護について 日常生活自立支援事業を中心に 交野市社会福祉協議会	22名	
8	平成26年 12月16日	①事例検討会「家族全体への支援が必要な家庭について②」 委託相談支援事業所	18名	事例検討
9	平成27年 1月13日	①社会資源のまとめ（グループワーク）	22名	
10	平成27年 2月17日	①精神疾患を持つ女性への支援について 障がい者相談支援センター明星	24名	事例検討
11	平成27年 3月17日	①自立支援協議会今年度の振り返り（グループワーク）	24名	

構成メンバー

- ・大阪府障がい者自立相談支援センター知的障がい者支援課
- ・大阪府障がい者自立相談支援センター身体障がい者支援課
- ・大阪府立交野支援学校 ・大阪府立交野支援学校四條畷校
- ・大阪府四條畷保健所 ・交野市社会福祉協議会
- ・北河内東障害者就業・生活支援センター ・（福）豊年福祉会 地域福祉サポートセンター
- ・ヘルパー事業所連絡会（部会）代表 ・日中活動系サービス事業所連絡会（部会）代表
- ・就労支援部会 代表 ・グループホーム部会 代表 ・当事者部会（笑むの会）
- ・精神障がい者支援部会代表 ・権利擁護・虐待防止ネットワーク部会代表 ・一般市民
- ・こどもゆうゆうセンター ・交野市教育委員会 ・交野市健康増進課
- ・交野市障がい福祉課 ・障がい者相談支援センター明星 ・ハートフルステーション いわふね
- ・障害者相談支援センター「かたの」（交野自立センター）
- ・地域活動支援センター「みのり」
- ・障がい児（者）相談支援センター「てらサポ」（かたの福祉会）



②交野市介護支援専門員連絡会・交野市相談支援連絡会交流会

◆プログラム

第1回 交野市介護支援専門員連絡会・交野市相談支援連絡会交流会  
平成26年7月17日(木) 14:00~16:00 4階多目的ホール

【議案】

1. 交野市介護支援専門員連絡会及び交野市相談支援連絡会交流会

①事例を活用した、業務の相互理解

発表者

- ①交野市地域包括支援センター
- ②介護支援専門員
- ③相談支援専門員

②基幹相談支援センターについて

③意見交換会

テーマ「お互いにききたいことや悩んでいること」

司会：主任介護支援専門員

書記：

発表：

④グループ発表

以上

◆資料

交野市介護支援専門員連絡会  
交野市相談支援連絡会  
交流会

平成26年7月17日(木)14:00~15:30  
ゆうゆうセンター 4F多目的ホール  
交野市介護支援専門員連絡会主催

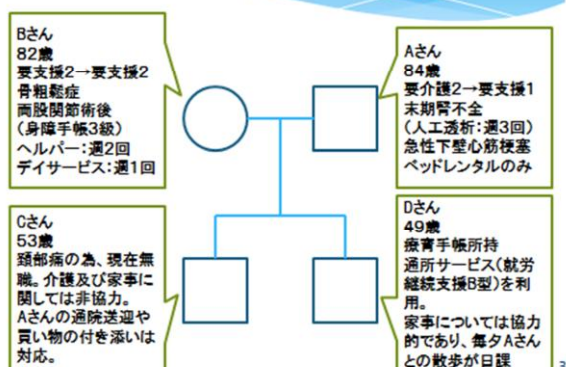
1

目的 その①

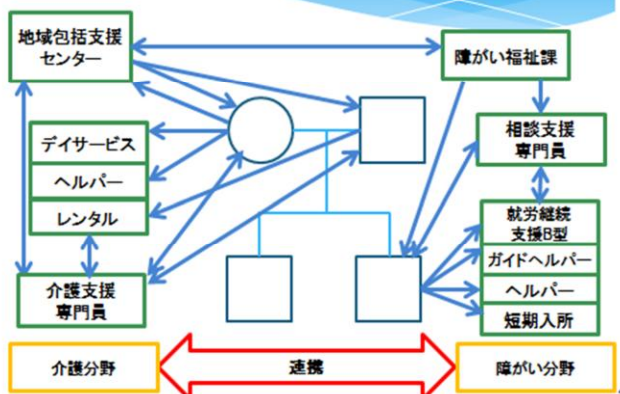
事例を通して、介護保険、障がい福祉サービスそれぞれのケアプラン担当者が、サービスや計画について説明を行い、業務について相互理解を図る。

2

## 事例紹介



## 関係機関の役割



## 目的 その②

お互いの業務の課題や情報交換を目的とした意見交換会をグループワーク形式で行う。

## タイムスケジュール

- ①自己紹介
- ②役割分担を決める  
司会:主任介護支援専門員  
書記:  
発表:
- ③意見交換会テーマ  
「お互いに聞きたいことや悩んでいること」

## グループ発表

A→B→C→D→E→F→G  
(各グループ:約2分程度)

お疲れ様でした!  
これからも  
よろしくお願いします。

引き続き、第2回交野市介護支援専門員連絡会を行いますので、ケアマネジャーはその場に残って下さい。

(5) 大阪府相談支援従事者専門コース別研修での取組み

①平成 26 年度 大阪府相談支援従事者専門コース別研修 地域移行支援コース演習

◆演習プログラム

平成 26 年度 地域移行支援コース演習について

1 実施のねらい

施設からの地域移行支援における流れを理解するとともに、ニーズの整理等アセスメントを適切に理解した上で、サービス等利用計画案と地域移行支援計画を作成するスキルを身に付けることを目的とする。

2 演習実施の方法

グループワークとするが現任者であることに鑑み、事前課題として一次アセスメント票、申請者の現状（基本情報）を作成してきてもらい、午前中はそれを基にグループ内でアセスメントを深め、5ピクチャーズを作成して午後よりサービス等利用計画案と地域移行支援計画をグループごとに1枚ずつ作成する。最後に数グループから発表を行い、講師より助言する。

・役割

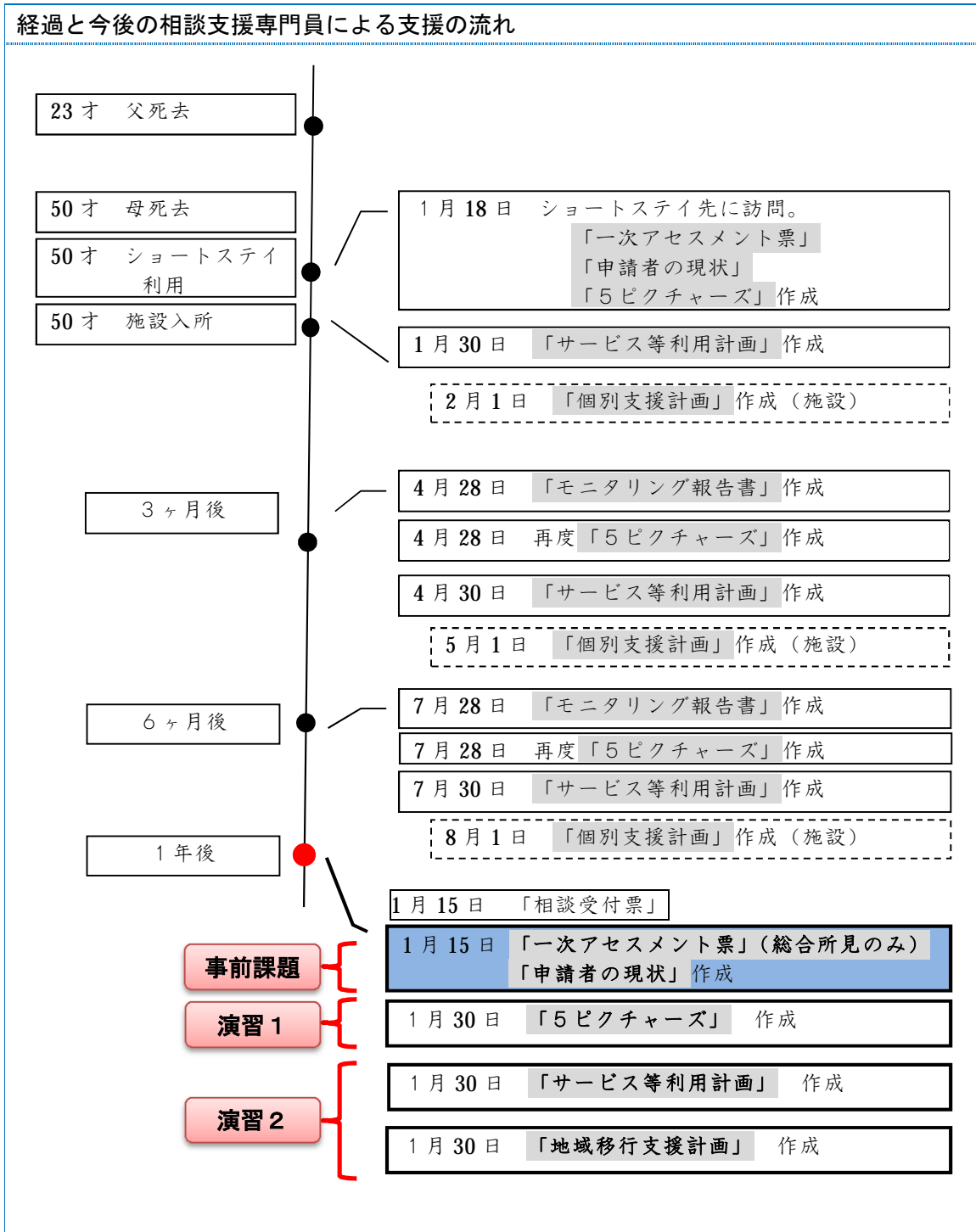
【演習 1】司会・タイムキーパー、記録、発表

【演習 2】司会・タイムキーパー、記録、発表

3 演習の流れ

時間		内容
9:00		受付（出席簿への押印、事前課題提出）
9:15～10:45	90分	講義
11:00～11:15	15分	演習の流れ・ケース説明
11:15～12:30	75分	【演習 1】 アセスメントとニーズの整理 5ピクチャーズ作成 (グループ内でポイントをカバーしながら事例を共有する)
13:30～14:00	30分	作成した5ピクチャーズについて数グループ当てる発表してもらい、講師よりコメント。
14:10～14:20	10分	演習 2 のポイントについて講師より説明
14:20～16:15	115分	【演習 2】 サービス等利用計画案、地域移行支援計画の作成
16:15～16:45	30分	グループ発表、講師よりコメント
16:45～17:00		アンケートの記入 修了証書の交付

◆演習事例の流れ



平成26年度相談支援従事者専門コース別研修

事例：「大阪府相談支援ハンドブック」（平成26年11月改定）

第3章 3. 事例から学ぶ②

【事例1】施設入所することになったが、近い将来地域移行も可能と思われるケース

（大阪府ホームページ）

[http://www.pref.osaka.lg.jp/chiki/seikatsu/shogai-chiki/soudanshi\\_enhandbook.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/chiki/seikatsu/shogai-chiki/soudanshi_enhandbook.html)

◆演習の事前課題の案内（例）

平成26年度 大阪府相談支援従事者専門コース別研修  
地域支援計画演習事例・事前課題

さて、標記研修の演習につきまして、研修を円滑に進めるため、下記事前課題を行い、演習準備を進めていただき、2月23日講義2日目にご持参、ご提出いただくようお願いいたします。  
※事前課題のご提出がない方は演習に参加できず研修終了となりますので、ご注意ください！

★提出していただく事前課題（経過と今後の相談支援専門員による支援の流れを参考にしてください。）

①	H27年1月15日時点 一次アセスメント票（対応者総合所見記入のみ）
②	H27年1月15日時点 申請者の現状（基本情報）
③	H27年1月15日時点 申請者の現状（基本情報）現在の生活

★作成部数

2部（1部は提出、もう1部は手持ち）

★提出にあたっての留意事項

①を上にし、①～③を順番にまとめて左上1箇所をホッチキス止めして提出してください。  
受講者の氏名、受講者番号を必ずご記入下さい。

★参考資料 事前課題を行うにあたっては、以下の資料をご参考ください。

(1) 大阪府相談支援ハンドブック（平成26年11月改訂版） P151～171

【事例1】施設入所することになったが、近い将来地域移行も可能と思われるケース  
～相談支援専門員と施設の役割分担～

『大阪府相談支援ハンドブックを作成しました』

[http://www.pref.osaka.lg.jp/chiiki/seikatsu/shogai-chiki/soudanshi\\_enhandbook.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/chiiki/seikatsu/shogai-chiki/soudanshi_enhandbook.html)

(2)から(9)についてはハンドブックの事例についての追加資料です。

- |                                 |                           |
|---------------------------------|---------------------------|
| (2) 経過と今後の相談支援専門員による支援の流れ       | <u>（HPからダウンロードしてください）</u> |
| (3) 事例概要（H27年1月現在）              | <u>（HPからダウンロードしてください）</u> |
| (4) 相談受付票（H27.1.15）             | <u>（HPからダウンロードしてください）</u> |
| (5) 一次アセスメント票（H27.1.15）         | <u>（HPからダウンロードしてください）</u> |
| (6) 個別支援計画（H26.5.1）             | } 2/19 講義1日目に配布します        |
| (7) モニタリング報告書、5ピクチャーズ（H26.7.28） |                           |
| (8) サービス等利用計画（H26.7.30）         |                           |
| (9) 個別支援計画（H26.8.1）             |                           |

◆大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏 名	職 名	備 考
大谷 悟	大阪体育大学 健康福祉学部健康福祉学科 教授	部会長
姜 博久	特定非営利活動法人障害者自立生活センター スクラム 代表理事	
辻 和也	社会福祉法人わらしべ会 わらしべ園 施設長	
羽室 剛	社会福祉法人ふれあい共生会 地域活動支援センターもくれん 管理者	
森 繁樹	堺市健康福祉局障害福祉部障害施策推進課 主幹兼相談支援係長	
米本 紗織	岸和田市 保健福祉部 障害者支援課	

事務局 大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課  
大阪府障がい者自立相談支援センター